

令和元年9月24日（火曜日）

（会議第3日目）

応招議員

|     |      |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番  | 小永正裕 | 2番  | 矢野依伸 | 3番  | 山本久夫 |
| 4番  | 山崎正男 | 5番  | 浅野修一 | 6番  | 吉尾昌樹 |
| 7番  | 濱村美香 | 8番  | 矢野昭三 | 9番  | 宮地葉子 |
| 10番 | 澳本哲也 | 11番 | 宮川徳光 | 12番 | 池内弘道 |
| 13番 | 中島一郎 | 14番 | 小松孝年 |     |      |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |      |        |       |
|---------|------|--------|-------|
| 町長      | 大西勝也 | 副町長    | 松田春喜  |
| 総務課長    | 宮川茂俊 | 企画調整室長 | 西村康浩  |
| 情報防災課長  | 徳廣誠司 | 住民課長   | 尾崎憲二  |
| 健康福祉課長  | 川村一秋 | 農業振興課長 | 宮地丈夫  |
| まちづくり課長 | 金子伸  | 産業推進室長 | 門田政史  |
| 地域住民課長  | 青木浩明 | 海洋森林課長 | 今西文明  |
| 建設課長    | 森田貞男 | 会計管理者  | 小橋智恵美 |
| 教育長     | 畦地和也 | 教育次長   | 藤本浩之  |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 沖美佑

議 事 日 程 第 3 号

令和元年9月24日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和元年9月24日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

健康福祉課長から発言を求められております。

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

おはようございます。

大変申し訳ありませんが、産業建設厚生常任委員会におきまして業務執行報告書の訂正が見つかりましたので、お手数をお掛けいたしますが、お配りしております正誤表のとおり訂正をお願い致します。

1 文字のみの修正になりますので、業務執行報告書を今お手元にお持ちでしたら、お手数をお掛け致しますがこの場での修正をお願い致します。本日お持ちでない方は、申し訳ありませんが、正誤表にて後ほど修正をよろしくお願い致します。

業務執行報告書の407ページの上から15行目の中ほどの、関係委員を召集し、の召集の召の字ですが、てへの招の字に訂正をお願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。

議長（小松孝年君）

これで、健康福祉課長の発言を終わります。

健康福祉課長の発言のとおり、訂正することでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

発言のとおり訂正することと致します。

陳情について報告します。

議席に配布をしております各常任委員会の審査結果報告書のとおり、陳情第9号は審査未了に、陳情第10号は継続審査となりましたので、議題としないことと致します。

これで、陳情についての報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

3番（山本久夫君）

おはようございます。

早速ですが、1問目、振興計画についてということで。

この振興計画につきましては、本来なら当初予算とか、策定後とか編成後とかね、あるいはまた、この計画を策定された後にですね、この方向性について問うのが筋だと思いますけど、私、ちょっとそういう機会がなくてですね、もうこの振興計画については昨年度から、30年から34年、5年計画の下で策定されて、ただ今進

行中です。多分アクションプランも何個かやられて、策定のとおり PDCA を繰り返しながら、今進んでいるものと思います。

そうした中で、現在、数年前からですがもう早いもので、この大方バイパスも完了しました。そして片坂バイパス、そして庁舎の移転、そしてまた、震災以降、大変多くやりました避難道の整備。そういうハード面がかなり進みまして、完成に近づいております。

そうしたときに、黒潮町が新しい時代を迎えたわけです。その新しい時代を迎えるに当たって、この黒潮町総合戦略という振興計画の下に、また新しくスタートしているわけです。そうした内容を少し、町長のほうからはですね、その施政方針、この計画に基づいて、今後黒潮町の方向性をどう考えているかということを、まず伺いたいと。

そして、黒潮町の総合戦略については、なかなか内容がたくさんありますので、目的と骨子のみで構いませんか、そのへんの説明をいただけたらと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

山本議員の、黒潮町総合戦略についてのご質問に答弁させていただきます。

最上位計画として位置付けまして策定を致しました黒潮町総合戦略は、創生基本計画、福祉基本計画、教育基本計画ならびに防災基本計画の4つの基本計画から構成をされており、毎年検証を行いながら、運用しているところです。

人口減少問題に焦点を当て、策定を致しました当初の黒潮町総合戦略には、福祉、教育、防災が内包されておりましたけれども、それらの分野では必ずしも人口問題とリンクさせることが適当でない部分も含まれるとの判断から、4つの基本計画に分割を致しました。

さて、目的についてのご質問ですけれども、重要テーマと致しましては、人口問題を据えました。その理由につきましては、語弊を恐れず一般論的に申し上げますと、人口規模の適性値は計りかねますけれども、減少トレンドは、諸要因から住民生活の質の低下を招きます。地域の共同活動の維持にご苦勞をされているお話はよく伺いをするところでありまして、また、地域の生活をお支えいただいております、各商店をはじめ民間商業機能は、その商圈を町域に設定している所がほとんどでございます、圏域人口の減少は、直接経営に影響を及ぼします。その結果、廃業ということになりますと、こちらも直接住民生活に影響を及ぼすことになります。

一方、公に目を向けてみますと、例えば、介護や国保といった制度福祉は、公的扶助も入りますけれども、一定被保険者の皆さまの負担によって運営をされています。一概には言えませんが、基本的には負担者の数が減少致しますと、1人当たりの負担額に影響を及ぼします。

そのほか、人口減少、過疎化が進みますと、排水効率が極端に悪化することで製造原価が上がり、料金改定圧力が掛かる水道事業は、その代表例と言えます。

創生基本計画では、このような事態を招かぬよう、子育て支援施策を中心に少子化対策をしっかりと講じるとともに、移住者施策も充実させながら人口問題に真正面から向き合い、地場の産業にあっては、その規模を維持し、新たに起業を望まれる方には、しっかりとサポートをさせていただくこととしております。

次に、福祉基本計画については、これまでの、高齢者、障害者、児童福祉といった福祉施策を引き継ぎなが

ら、新たな福祉の在り方とされる地域包括ケアシステムの構築に向け取り組むことと致しております。地域包括ケアシステムは、既存の取り組みを生かしつつ、少子高齢化や多様な福祉課題に対応できるよう、これまで公助、共助で培ってきた福祉を、自助、互助による支援の在り方へと転換を図り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、仕組みづくりを進めていくものです。

次に、教育基本計画につきましては、ふるさとに貢献できる人材を育むふるさと・キャリア教育を中心に据えた内容となっており、地域総がかりで子どもを育てていくことで、子どもたちが将来地域に貢献いただける、そういった従来の学校教育の枠組みに取まらないアプローチとなっております。

次に、防災基本計画につきましては、これまで行政が中心に取り組んできた、ハード整備に一定のめどが立ったことから、行政が進めていく対策と併せ、地域の支え合いを主体とした取り組みへの転換を図っていくことを重点施策としております。

また、近年増えております土砂災害などの災害につきましても、自主避難体制の確立と、地域を中心に取り組みを進めていくことと致しております。

これら計画策定の目的は、各事業におけますPDCAをしっかりと回していくことで、より精度の高い政策とし、今後、いかなる社会環境の変化がありましても、住民生活をしっかりと支え、主体的に町の将来を建設していくことにあります。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

おはようございます。

私の方からは、一部、町長の答弁と重複する部分もございますが、黒潮町総合戦略の位置付け等につきましてお答えを致します。

黒潮町総合戦略は、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、産業振興、移住施策を中心に再構成した創生基本計画に、福祉基本計画、教育基本計画、そして防災基本計画を加えた、計4本の基本計画によって構成される新たな計画として取りまとめたもので、計画期間は、平成30年度から令和4年度となっております。

この黒潮町総合戦略は、それまでの黒潮町総合振興計画が平成29年度に経過期間を迎えたこと、そして、地方自治法第2条第4項が、平成23年の法改正によって削除されたことにより策定義務がなくなったことを踏まえ、新たに策定した計画でございまして、黒潮町総合振興計画に代わる町のマスタープランに位置付けられるものでございます。

黒潮町総合戦略につきましては、中長期の指針という点では、黒潮町総合振興計画同様の性格を有しており、個別の施策や事業単位で見ただけの場合には、同様の課題や同種の事業が引き継がれているものもございます。

現在は、黒潮町総合戦略による各種取り組みを進めているところでございますが、政策の企画実行に当たっては、従来の施策の検証、PDCAサイクルによる進捗管理、地域間連携の推進といった3つの基本方針を示し、戦略の目標である2060年に人口6,800人の達成を目指しており、目標の達成に向け、さまざまな課題に対してあらゆる施策を考え、取り組むとともに、戦略のPDCAサイクルにのっとり、進捗管理をしていくこととしております。

以上となりますが、創生基本計画としております黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本年度が計画期間の最終年度となっており、新たに次期創生基本計画を策定する必要がございます。

本年6月21日に、国におきまして、まち・ひと・しごと創生基本方針2019が閣議決定され、その中では、2020年から2024年度の次期計画に向けて、基本的な考え方や主要な取り組み等が示されており、継続を力に

するという姿勢で、基本目標についても維持しつつ、時代の変化に合わせて新たな視点も盛り込みながら、施策を推進していくという方向でございます。

本町としまして、国や県の次期総合戦略を勘案しながら、基本的には、現行の創生基本計画を引き継ぐものとし、現行計画の成果、効果を踏まえ、人口減少といった課題の解決を目指した、次期創生基本計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

どうもありがとうございました。

大変よく分かりましたので、ありがとうございました。

4つの基本方針を持ってやっているということで、それはもう今後続けていっていただきたいと思っております。

ただ、町長が言われる人口に重点を置いてということ、減少に対してということと思うんですが、最近、黒潮町は大変、移住促進を力を入れてやっています。その結果、県下でも有数の、5本の指に入るくらい移住者がたくさんおられます。そんな反面、今度は転出というか、その抑制をするということもまた大変重要ではないかと思っておりますので。転出を抑制するというのはやっぱり、今黒潮町で住んで働いている方はもちろんのことですが、やっぱり産業とか商業、さまざまな職業に対してのバックアップというのが今後必要になろうかと思っておりますので、そのへんも踏まえてですね、こう一緒に執行していただけたらと思います。

それと、黒潮町総合戦略についてですが。一番最初の書き出しに、この目的、というかこの計画の主とするものに、職員の業務コントロールをします。そして、職員が日々の業務の中で、この計画が判断指針になり、行動指針になると。そういうくだりがあります。それは大変重要なことで、職員が日々の業務をこなす上で目的を持ってやるということは大変重要なことですので、それはいいと思います。ただ、職員も大変忙しい中で、こういう計画も推進していかななくてはいけません。ご存じのように、大変な業務がここ数年続いて、大変ご苦労もされてると、職員の方思います。そうした中で、またこの新しい振興計画に取り組むわけです。

そうした中で、やはり職員といえども、当然、その職員として、公僕の間精神を持って町民の付託に応えるというのは当然自覚されている。そうした中で、職員とはいえ、やはり地域へ帰れば住民でもあり、そして黒潮町の町民なわけでございます。やはり、我々と同じように生活していればいろんなことがあり、それは大変やと思います。そういったことで、やはりお互いが気遣いもし、気配りをすることが、やはり強固な組織づくりの第一歩じゃないかと思っております。この前に座られている管理職の皆さんにおかれましては、ぜひ、自分の課に属する職員とはより良い人間関係をつくられて、強固な組織をつくらないと、やはり事業というのはうまく進みません。当然、町民、各種団体、そういう協力ないといけません。そうして一丸となって、この目的が達成されることを期待しながら、この振興計画についての質問は終わりたいと思っております。

町長の方で、組織づくりも大事な振興計画の基礎になる分です。

そういうことに何か、答弁がありましたら伺いたいと。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

全くもって、ご指摘のとおりだと思います。この計画策定を決定したときにはですね、課長会にお諮りをさせていただきまして、計画策定当初は、恐らく相当の業務過多、業務負担になるだろうというのは自覚をしてスタート致しました。しかしながら、前計画のように総花的に、全てを盛り込んだような総合振興計画。ああやった立ち位置ではですね、なかなか業務コントロールと申しますか、一つの指針とし得ない。そういった、ある意味企画書のようなものにしか過ぎないということになっていると思います。

そういったことを排除するためにも、しっかりと具体的な規律を持って、職員が迷わないように、そういった計画にすべきであろうということで現在取り組みを進めておりまして。順調に回りだしますと、逆に職員の負担が減になると、自分たちは見込んでおりまして。今しばらく時間はかかるかと思いますが、当面この姿勢で取り組みを継続させていただきたいと思っております。

また、ここ数年の業務過多につきましても、ご指摘をいただきましたとおりです。

自分たちもしっかりと組織全体の中で、どこに過多があり、組織全体の中でのどこの部署にどういった過不足があるのかをしっかりと見極めながら、業務配分ならびに人員の配置、そして、しっかりとした精度の高い事業実施ができるような体制整備にも心掛けてまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

よろしく申し上げます。

それでは、1問目は終わりました2問目にいきます。

学校給食費の無償化についてということで、無償にできないかということです。

このことを教育委員会に聞きますと、まず、財源が伴いますので、教育委員会の管轄ではないので町長部局に聞いてほしい、という答弁になろうかと思っております。それで執行部は執行部で、また予算が要る、財源が要るわけですので、その財源がないと申したら、私の質問はこれで終わってしまうわけです。

そういうわけにもいきませんので、まず教育委員会につきましては、聞きたいことが一つございまして。それは、当然、予算編成とか予算執行は、教育委員会には権限がありません。しかしながら、学校を維持し、管理し、そしてそこへ通う子どもたちを教育する。そして、そのほか、スポーツ、文化、社会教育と、多岐にわたって職務がございしますが、教育委員会の主たる業務というのは、やっぱり学校教育が主になるであろう。その子どもたちが大変少なくなっております。そうした中で、やはりこの無償化は財源を伴いますが、少子化の一つの対策として、学校を預かる長として、教育委員会の教育長がこの無償化についてどういうお考えがあるか、ひとつお聞かせ願いたいと思っております。

それと、町長部局に対しましては財源を伴います。今現在、昨年度だと思っておりますが、黒潮町には小学生が380名、中学生が200名、約580名ぐらいおります。その中で、小学生が月4,400円、中学生が4,700円で、給食費を徴収しております。これが年間約3,000万弱ぐらいの予算になります。この予算をどこから出すかというのが大変重要なわけです。

しかしながら、この3,000万というお金がなかなか貴重でございまして。今までも、なかなかこの給食費の無償化というのは進まないというのは、その財源が伴うということが第一ではあったかもしれませんが、もっと深く、昔から言うと、まず、給食費の無償化は子育て支援にならないという、そういう意見が多数ございます。それはいろんな議論がありまして、義務教育は無償だから学校の給食もただやという、ちょっと訳の分からぬ理由から、またあるいは、親とか保護者は子どもを扶養する義務があります。これ民法上。必ずしなくてはならない。その親の義務を取って、税金を充当するということに異議があると。そういういろんな意見があり

まして、なかなかこの問題が前に進んでいない。

しかし、今の黒潮町の現状の子どもたちを見るときに、やはり、今、総合戦略にもあった、2060年には約7,000人を切ろうかという、人口が見通しがたっています。今600人ほどの子どもが、2060年には多分半分、300とか400の数になってしまう。だから、今少ないからできることもあるわけで、そうしたことを十分考慮しながら、その財源は何とかならないかということ、執行部、町長部局にはお聞きしたいと思いますが。

1回目の質問をこれで終わります。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、山本議員の学校給食費無償化に関して教育長の考えをとということでございますので、お答えをさせていただきますと思います。

まず、児童生徒から徴収する学校給食費につきましては、賄材料費をもってその基本的な単価としております。黒潮町は、1食当たり小学校で260円、中学校で290円が賄材料費でございますので、それらに児童生徒数と、年間の食数を掛けたものが、徴収すべき1年間の学校給食費の総額ということになります。

昨年度の実績でご説明致しますと、決算額3,825万4,000円。このうち、試食に係る分を除いた3,793万8,000円が徴収すべき学校給食費となります。

このうち、教職員の負担分767万5,000円および既に無償化の対象としております、要保護、準要保護、および特別支援教育該当者、717万9,000円を除いた残りの2,308万4,000円が、完全無償化を実施した場合に新たに必要な財源となります。

ところで、学校、学力向上を筆頭としまして、いじめや不登校の問題、さまざまな支援を必要とする児童生徒の増加、新たに始まるプログラミング教育や小学校での外国語の教科化への対応、近年問題になっています教員の働き方改革など、学校現場には対応や解決を求められる課題が山積をしておりますけれども、財政的制約もあり、十分な取り組みには至っていないと言わざるを得ません。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、給食の時間による準備から、後片付けの実践活動を通して、児童生徒の望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができるとともに、地場産物の利用や郷土食、行事食を提供することを通じて、地域の伝統や文化に対する理解と関心を深めることができるなど、その教育効果は高いものであると認識をしております。

しかし、学校給食費を無償化することが、これらの教育効果をさらに高めるとは考えにくく、前述の学校教育を取り巻く諸課題を考えた場合、学校給食費の無償化は直ちに実施するには至っていないと考えております。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

山本議員の、学校給食の無償化につきましての財源につきましてお答えを致します。

先ほど、議員からも、教育長の方からもありましたが、給食の財源としましては30年度実績としまして約3,000万円の収入がされておるところでございます。

この3,000万円の一般財源というものが、年間の歳入財源としてはかなり大きなものでございます。

国などの補助金2分の1を頂きまして、起債充当率100パーセント、そして、交付税参入率70パーセントの過疎債を借り入れた場合の一般財源を3,000万円と致しますと、20億円の事業ができる換算になることになり



ます。

一般財源の3,000万円の減少につきましては、細かい財政シミュレーションによる年次計画を立てまして、慎重な検討、議論が必要だというふうに考えておるところでございます。

人口減、少子化対策の一つとして、効果など、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

どうも。

教育長、直ちにやれとは言ってません。すぐやれとも言ってません。ただね、その、教育行政のトップとしてね、やっぱり子どもがいなくなるいうことは大変なことでございます。

今黒潮町でも、全校生徒が10人という学校もあります。そういう学校がね、今回議案に出てるようなね、一時休校して、次は廃校にしていくという、そういう段階を踏んでいくわけです。この黒潮町の町の中で。やはり、地域にも学校が必要であるし、やっぱり必要不可欠であろうし、また地域の方も、大変そのことはね、悲しく思うわけです。学校がなくなることを。やはり学校教育、教育長、子どもの教育を考えるわけですから、その予算のことはともあれ、やっぱり将来の黒潮町の学校教育を考えたときに、少子化に対してもっと考えるべき。もうちょっと深く考えて、たとえ、この内容によっては町長部局が考えることであってもある程度の提言はできるのではないかと。

予算にしてもそうです。予算の執行権とか調整、編成する権利はなくても、予算執行に当たって、予算の調定に当たっては、意見を申し述べることもできるわけで。それは、歳入歳出どちらであってもね。やっぱり双方向性を持ってやらなかったら、いつまでたってもこの議論しゅううちに、子どもはだんだんいなくなると。そういう傾向になっていくということです。

もう一つね、教育長。直ちとは言いませんので、もう一度、再考して、この学校給食の無償化についてはね、考える必要があるんじゃないかと思うので、そのへんのご答弁をもう一度聞かせてください。

それと、副町長の、大変3,000万あったら、20億ばあ仕事ができると言いよったが、なんちゃ。それ間違いですか。分かりました。2億です。2億の仕事ができる。大変、それを言われると何も言えなくなります。

子どもは宝ですので、やはり子育て支援の単なる子育て支援じゃなしに、やっぱり大きく考えて少子化対策、そういう方向性で考えていただきたい。移住促進もやっているとおりに、移住促進も今やっぱり子どもがいる家庭が来るのが理想であります。そうした中で判断材料にもなるであろうし、そういうことが。そうして少しでも人を増やす。そういう手だてをしていかななくてはならない。

それから、財源的に3,000万と言いますけど、2060年に半分になったら1,500万です。社会保障と違って、とめどなく増えていくというような傾向ではないんです。少子化というのは、いくら頑張っても倍になることはないんです。やはりこれが現状維持されるか、10年後、20年後には、3分の2なり、3分の1になっていくわけです。そういったお金はどんどん減ってくわけですから。それが、他の事業の圧迫になるという財源になってしまうということはちょっと考えにくいと。そういうこともありますので、将来的に考える上でそのことも大事にしてほしいなど、そんな気も致します。

大変な時期ですから、何もかも無償がいいということはないんですけど、やはりこれだけ子どもが少なくなったら、やっぱり真剣に考えなくてはならない時期ではないかと。室長が言われた移住の促進も、頑張ってるやっています。しかし、その中では、黒潮町の中でね、若い家族で、子育てをしながら頑張っている人もたくさん

んおられます。そうした人は民間であれ、公共であれ、やっぱり家賃を払って生活をしている人がたくさんおられる。そうした人がなかなか、家賃を安くせよという話はなかなか難しい。公共的にも。まして、民間に安くせよとは行政は言いません。そうした中で、やっぱりこういうことで無償にすることで、間接的にその人の支援になると、生活支援になると、そういう傾向もある。

総合的に考えて、町長、無償化が考える時期になっていると私は考えておりますが。

いま一度、ご答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

来月から保育所が、3歳以上児が無償化になります。国の政策として無償化になります。これに合わせまして、他市町村では、この際、それ以下の子どもについても無償化を図ろうという市町村もあるようです。

我々も検討を致しておりますけれども、それにつきましても財源的な問題もありまして、結論には至っていないということでもあります。

教育に関しては、非常に、人材を育成するものですから、長期に取り組むべきことと、目の前の課題をすぐに解決をしなければならないというものがあります。例えば学力の問題でありますと、長期的な学力も付けなくてははいけませんけれども、その学年学年での学力をしっかり付けていく、短期のこともやっていかななくてはなりません。確かに、無償化になることによって人の移住等が図れるかと思っておりますけれども、そのことが、将来の定住に真につながっていくのかどうか等について、また内部で検討もしながら、ご提議につきましては受け止めさせていただいて、今後の検討とさせていただきます。

議長（小松孝年君）

町長。

副町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

おおむね教育長の答弁どおりですけれども、これまでですね、補足させていただきますと、この給食費の無償化というのは、子育て支援策の中でも議論の玉として挙がってきておりまして、これまでも議論を重ねた経過がございます。

ご質問の中でもご指摘いただきましたが、全国の中で給食費の無償化をやられている自治体为先鋭的自治体で、そうでない所がある意味ボリュームゾーンであった時代から、いろんな所でいろいろな議論が重ねてこられたことと思います。そういった中で、少しずつ議論の熟度が高まり、この政策実施に向けた自治体かなり増えてきたと。こういったことでもありますので、解釈的には何ら不都合がない施策の一つであろうと思っております。

そういった中で、ご質問にもご指摘いただきましたように、ある意味、少子化対策としての施策ということでもございましたら、教育委員会には教育委員会の優先順位がついたさまざまな教育施策がございまして、今も少し、財源の問題で少し先送りさせていただいているようなものもございまして、もしも、少子化対策としての効果が高く、併せて教育効果も高いということでもございましたら、財源問題の方はいったん町長部局の方で引き取らせていただきまして、積極的な議論を重ねてまいりたいと思っております。

なおまた、現在、在宅子育て支援の方もやらせていただいておりますので、恐らく政策の性格的には類似施策ではないかなと、そんなふうにも考えるところです。

そういったことを全部一回包括的に整理をしまして、検討をさせていただければと思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

3 番（山本久夫君）

前向きに検討していただけるということでございます。

最後になりますけど、原則ね、教育長、私的扶養の優先の原則というのがあって、その私的扶養が困難な方には公的扶養を開始するわけで。現在、黒潮町の5人に1人の子どもは公的支援を受けてます。そういう実態もありますので、今後子どもが少なくなると、比例していくというもんじゃないとは思いますが、大体その率が高くなってくんじゃないかということも心配されてます。そうしたときのことも考慮しながら、今現在そういう時点になってますので、そういうことも考慮しながら検討していただけたらと思います。何より、素晴らしいことや。保育料無償、給食費無償、医療費無償。無償の3点セットで黒潮町は前向きにね、子育てに優しいという、そういう町づくりになっていくんじゃないかと。やっぱり2060年に少しでも人が残るような、目的が8,000人ぐらいになるくらいにやっぱり頑張らんと、今の時代では、このままいくとほんとに疲弊していくばかりだと思いますので、それも十分検討の中に入れていただいて。この、たかが給食費無償と言いますが、これは子どもにとって、親にとっては大事なことであるし、また大変重要なことにもなると思うので、そのへんもご検討よろしく願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

この際、9時50分まで休憩致します。

休 憩 9時 35分

再 開 9時 50分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）。

それでは、質問をさせていただきます。

第1番目に、健康福祉について質問致します。

最近、新しい町ができて最初のデータとして住民にお知らせいただいたその数字というのは、その人口ですが1万4,098人。その中で、65歳以上の高齢人口とされる割合が31.7パーセントという、これは町の広報です、ね、頂いておりますが。

そして最近の、令和元年9月1日現在の人口が1万1,169ですね。それで高齢化率というのが43.3パーセントということで、大変な高齢になられても元気で生活ができる方は大変うれしいわけですが、どうしても加齢とともにさまざまな体の機能が弱ってまいります。

そこでですね、以前にも少しこの場で発言させていただきましたが、例えば交通に関する資料。これは市況に関する資料なんかを見ても、なかなか若い方、元気な方の資料なんかが基になっておりまして、当然、加齢によるさまざまな機能が低下された方のことも踏まえての資料ではございますが。

そういったことを参考にしながらこの黒潮町全体を見たときに、ここから入ってきますが、高齢者2人、そ

れから高齢独居の生活者が多くなってまいります。在宅医療、介護の方向に進んでいますが、当町の取り組みは十分か。

まず、お聞き致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、健康福祉についてのカッコ1について、通告書に基づきお答え致します。

黒潮町の65歳以上の住民を確認しますと、9月1日現在で4,837人で、そのうち、住民基本台帳上の高齢者の独居世帯が1,456人で、高齢者の2人のみの世帯が987世帯となっています。

このことにつきましては、町では独居高齢者および高齢者のみの世帯が、何があったら今のままで生活し続けることができるかを考え、以前からあったかふれあいセンターを拠点とした地域づくりの中で見守り支援等に取り組んできました。

介護保険制度の中でさまざまな事業展開をすると、住民の皆さまの介護保険料に負担が返ってきます。

そのために、できるだけ住民の皆さまに負担が掛からないように、住民の皆さまが、いつまでも元気で住み続けられる地域で、住み慣れた自宅で生活し続けることができるように、支え合っていきましょうという取り組みを進めてまいりました。

在宅介護を支える取り組みとしましては、あったかの訪問活動、それから民生委員さんの見守り活動、見守りネットワーク事業、区長さんをはじめ地域の皆さまの見守りなどに取り組んでいます。

そして、各地域で行われている介護予防に関する運動教室や集いの場、サロンの取り組みなどがあります。

どうしても地域で支えられなくなったら、介護保険制度の中の在宅介護サービスがございます。

また、介護サービスを利用しながら、要介護4、要介護5になっても、在宅で介護をされている皆さまのうち条例や要綱の規定に該当する方には、介護用品や在宅介護手当を支給しております。

また、在宅医療につきましては、医療法人祥星会が訪問看護ステーションを立ち上げてくれましたので、訪問看護の支援を受けながら在宅での医療および介護の提供を受けることができる体制が整ったと考えております。

在宅でお暮らしの皆さまには、十分であると思われるとは考えておりませんが、住民の皆さま全体の負担の上昇や費用対効果等の効果などもあり、現在、可能な限りのサービスを提供していることをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

いろんな角度から取り組んでいただいておりますということは分かりましたが。

住民の方々からのお話とか生活ぶりを拝見する中で、やっぱりこの特に周辺、役場とか国道から遠い所で生活されるゆう、お暮らしある方には心配事があるんですね。いろんな心配なんですよそれは。

まず、この前なんかもお聞きしたが、やはり病院へ通ってる方の、どうしても在宅では医療行為ができないという方、そういった病気の方がいらっしゃいますが、ずっとどっかの病院へ行って、施設、あるいは設備を使っただけの治療ということになってまいりますと、週に2回とか3回とか通院しなくてはならないとかいうようなお話を伺ったわけですが、それは、ほかにもまだおいでと思うんです。そういった。

その病気に限らずほかの病気でもそうなんですが、在宅で高齢、2人高齢独居、そういった方がおりますので、ここはまた新しく、在宅の医療の前に要望を組み込んだ計画も多分立てるようなことになろうかと思うんですけども。そういったことを頑張ってやっていただきですね。

これはね、どんなにするとか言ってもなかなか難しい問題だなということは私も分かります。ほんで、心配される方の心の中もある程度分かるんですが、行政としてどこまでこれができるのかというのは大変難しいことであろうと考えております。それぞれの生活、健康、暮らしぶりが違うわけですので。ただ、そういったことを考えながら、新たな対応策を取り組んでいただきたいなど。在宅医療、介護のところは、現在の仕組みの中でだんだんご理解いただいております。住民の方は、ここから先、その医療の前に、その要望とか訓練とか、そういったさまざまなことがあると思うんですが、そこをこれからも力を入れてやっていただく。そういうことを期待しておりますので、今直ちにご返事をいただきたいということではございません。

が、固有名詞を出ささせていただくと、池田医師が拳ノ川の診療所へ一週おいでいただいたときに最初にお話しいただいたのは、予防ということについて大変お話をさせていただきました。それが定着していくにはだいぶ時間もかかってまいりましたが、最近ではだいぶそういったことも広く浸透しております。で、行政の方もこの在宅医療、介護の前段に来るそういったことを、今もやっていただいておりますよ。健康体操とか、いろいろ皆さんやっていただいておりますが、地域医療の関係の方なんか見よって出てくるのは、その前段、医療と介護のいう部分は出てくるんですが、その前の文言がもう少し強く打ち出させていただいたらもっと住民には分かりやすく、在宅医療、介護という点についても効果があるのではないかなと考えておりますので、ぜひですね、これからも住民の健康、福祉について強力に取り組んでいただくことを願ひまして、質問事項の1番目は終わります。

取り組んでいただいて、やってはいただいておりますということは確認しましたので、それで結構です。

2番へいきまして、交通安全についてです。

これは、私、この場で19年から発言させていただいております。実はこの早咲田の口間の国道が大変悪うございまして、40キロ規制というのはここだけやなかったかなと思っております。直轄部分で、国の。

それで事故も大変多く、目の前で事故が発生したのを見たこともございますので、相当、当時厳しく質問を重ねてまいりまして、町長ともだいぶ言い合いになったこともございますが、19年当時ですよ。今じゃないです。

それでですね、目の前の道路が改良されて大変良くなってきました。これは喜ぶことなんですが、それでですね、ここに限った話ではございませんので全体としての話ですが。

まず、カッコ1番の、交通事故が多く発生するこんにち、住民の命を守るために交通安全対策計画を問います。

これは黒潮町に、わが町では条例ができておりますので、その交通安全対策会議条例というものがあって、その中で交通安全計画を作成しおよびその実施を推進すること、と規定されております。

このへんのことで、もし計画が策定されておるやも分かりませんが、されているのかいないのか。

そこからお聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、交通安全対策計画についてのご質問にお答え致したいと思います。

市町村交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項で、都道府県交通安全計画に基づき市町村交通安

全計画を作成するよう努めるものとなっております。

また、同法第18条第1項により、市町村交通安全計画を作成しおよびその実施を推進させるため、条例の定めるところにより市町村交通安全対策会議を置くことができるとなっております。

黒潮町におきまして、先ほど矢野議員言われましたように、黒潮町交通安全対策会議条例によりまして同会議を設置し、第8次黒潮町交通安全計画、平成18年から22年度については作成しております。ただ、これ以降については作成ができておりません。

現在、高知県におきまして、第10次高知県交通安全計画を作成し交通安全対策を進めていることから、黒潮町においても作成に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

悲惨な事故がずうとこう、新しく町をつくる以前からもですけれど、黒潮町がスタートしてからも悲惨な事故というのは、まずは新聞、テレビで知るわけですが、大部分は。それで、新聞、テレビに載らない事故いうのも相当あるんじゃないかなと思います。

最近でも、わが町に関するところの事故が、大変な事故が起こっておりますが。私思うにね、この交通安全計画というのは今回が初めてではございません。前にも質問しておりますが、これは平成18年3月20日に黒潮町議会が議決した条例なんです。何のための議決かですね。相当、町長が提案したものを議決したんですよ。そのまま。

ほんでね、その議決の意義がどこにあるのかなあと。黒潮町という団体の意思は、この議決によって確定をする。そういうことなんです。それがね、どうもできてないんですね。計画が。何でできないのか、作っていないのか。これ、何年後に作るということじゃないがですよ。そこがね、私分らんがです。やはり人の命が一番尊いものということで、国内の全ての法は命が大事であるということできておるんですね。法を施行するのは、黒潮町、町長以下執行機関の使命なんです。こういうふうにして黒潮町の交通行政を推進したいということ、議会の場へ提案し可決されておる。これを執行しないでおれるということは、私はこれは困るなあと。住民が困るなあと。

そして、課長が前もって言うてくれましたけれども、ねばならないとは違うんですね。計画を策定することができるんです。国が言ってるのは、することができるんですよということを決めちゃうけど、それをあえて黒潮町の意味として、この条例を確定しております。ちょっと、1年、2年遅れるというのは分かるんですけど、もう合併して相当時間がたちましたので、これは直ちに作って、その住民が安心して、便利な道、便利な車などを使って生活ができる。そういう町をつくる必要があると思って質問しておりますが。それぞれ忙しいとはいっても、やはり大事なものは住民の生命、財産でございますので。

これをね、いつ作るかということを確認にお答え願いたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致したいと思います。

議員ご指摘のように、条例でうたわれております計画、平成22年度以降作成されておられません。

その要因というか、どうしてかということに関しては、そこがよく認識されてなかった。認識に対してうか

つだったということがございます。

交通安全に関しましては、幡多管内の各市町村、交通安全期間、また町内でも組織されております交通安全協会、交通安全指導協議会、また交通安全母の会といった、交通安全に関する組織の連携の下、春、秋、年末年始の交通安全週間での活動といったり、また、保育園、小学校での交通安全教室、高齢者の啓発のための訪問といったり、そういったことを実施されております。

そうしたところで、年間の計画が割と続けられてやっているというところがあった、というところが一つの要因となると思いますけども、おっしゃられるように町全体としての計画というのは策定されておられませんした。

この計画策定に関しましては、委員さんをまず決めなくてはならないということがございます。これまでの間、そこができてなかったという状況があります。また、近年、高齢者の事故であったりとか、大方バイパス、片坂バイパス、そういった交通のインフラも変化してきております。そうした状況を考えながら、今後作成をしていきたいと思っております。

それに関しましては、来年度中には作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

来年度いうても、4月1日から始まって翌年度の3月31日までが来年度でございますので。

来年度の、なんぼ何でもね、今9月議会ですから、頑張ってやってね、3月議会で提案し、4月1日からは即この条例を執行する。そういった気構えでやっていただかないとですね。

私はいろんな活動やってるんですけど、こういった基本になるところがないままいろんな活動をやってもですね、力が弱いと私は思うがですよ。やっぱり基本はがちとして、まず作って、土台を。その上で枝葉が育っていくと、そういう形にする必要があると思いますよ。そういう面でね、忙しいとは思いますが、これは急いでやっていただく必要がありますね。

お金のことはね、この法の中にも書いてますよ。お金が要りゃあ出しますよということを。基本法の中にはっきりね、財源のことは書いとるんですよ。だから、お金の心配は要りませんよ。財源の。

そういうことで、早急に私は取り組むことをね、取り組むことが必要である。どうも黒潮町はね、新聞で見るところだけなんですけど、事故の記事が多いわけなんです。多い。だからぜひ、この間が大体端から端まで走るとね、大体1時間かかるかなと思うんですけど、大変その距離も長いし、この国道を挟んで住民が生活されておりますので、そういう意味からもどうしても事故の発生する割合が高くなる。そういうことを考えております。

ひとつですね、先週の木曜か金曜日だったかね、新しい道の早咲に掛かるとこでこんなことを見ました。これはね、素晴らしかったですよ。新しいお店屋さんがあつて、大体見通しが利くその交差点で、信号機がここはないんですね。ないが、横断歩道があるところですね。私が佐賀の方からずっとこちら向けに来よったら、右前から冲向けに渡ろうとする猫がいたんです、1匹。大人でしたね、まず。で、猫がこう渡りかけてきたもんで、その横断歩道の真ん中じゃなしに端っこの方を、こちらをこう見て、もうやっとなんか分かったです。こちらを見て、こちらの車を確認してずうっと出ていくんだけど、私もずうっとこう寄ってきますわね。こう走っておるので。ほんでね、中ほどへ渡ってきたら、全力で猫が走り向こうへ渡りました。そういうことで、猫もそれだけ気を付けてあの国道を渡っております。で、素晴らしいことだなと思って拝見というか、自分の目の前であ

ったことがそれで素晴らしいな思うて感じたのでちょっとここで披露させてもらうわけですが、やはりあそこの横断歩道を知ってるんですよ。猫が。

ぜひですね、そんなことを踏まえて人間も大事、人間が大事。だけど、ほかの生き物も大事なもので、やはりそういうものがあればまた、この町も人にも優しいし自然にも優しい、そういう町になっていくかなと思っております。

長くなりましたけど、来年度のいつやりますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

計画の骨子につきましては、先ほど言いました第10次高知県の交通安全計画に基づいて、また、第8次計画、黒潮町の計画を見直す形で作成するということになると思います。

黒潮町内の道路、また交通状況等を反映できるように、先ほど言った組織とも話をしながらこの計画は作っていかなくちゃならないですし、そもそもこの会議自体の委員さんがまだ組織されてない状況なので。

そうしたことから、期間に関しましては来年度中ということでご理解いただければと思います。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

ほかの機関との兼ね合いもあるようでございますので、来年度中。来年度中ということは3月31日までが来年度中ですので、それより早くなることに努めていただくことを要望しましてですね、一応私の質問はその点については置きたいと思いますが。

あと、カッコの2番ですね。

通学路などの啓発看板を設置している個所がありますが、老朽して字などが読めないものがあります。交通弱者の安全対策は十分か問います。

何か、私が拝見するに電柱があったり横断幕なんか、よく見ると通学路とか、あるいはもう少し、また違った違った文言ですけど横断幕なんかもあるんですが、もうされてきましてね、色も落ちてるんですよ。ほんで、やはり啓発する上では目に、まず視覚に訴えてきらりと見せる。それで、何があるかなということが気が付けば、次にその文字を読む。読んで判断する。そういう啓発が大事ではないかなと思うんですが。ここはですね、ぜひ。

私が見たのは、それは一部です。はっきり言って全部見てるわけじゃないですが。通学路等については、特にそういう子どもを守るという観点からその啓発をしておるわけでございますので、それが分かりやすく人に見える。そこから始まると思いますので、やりゆうやらやりよらんやら分からんねということではいけませんので、ちゃんと分かるようにしていただきたいと思いますが。

交通弱者の安全対策は十分ですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、交通安全対策は十分かのご質問にお答え致したいと思います。

ここ数年、高齢者の交通事故が社会問題化しており、連日のようにテレビ、新聞等で取り上げられているところでございます。高齢者の交通の安全対策は、本町におきましても重要課題として取り組みを行っている



ころです。

また、子どもの交通の安全対策におきましても、町内の全保育所および小学校において交通安全教室を、中村警察署の協力を得ながら実施しているところでございます。

通学路対策でございますけれども、毎年、町の教育委員会が主体となって、PTA、地域の方々のご協力の下、通学路点検を実施しております。危険と思われる個所には、道路反射鏡、交通安全啓発看板、路面表示等を設置しております。点検により老朽化が進んだ施設につきましては、交換しているところでございます。

今後についても、標識等確認しづらい個所がありましたら、順次対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、カッコ3番へ移ります。

交差点の安全の確保を図るため、特に信号機がない県、町道などから国道56号へ乗り入れに視距を改善するよう関係機関へ要望を行っているか。

また、関係機関は要望に応じているかを問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、国道56号への乗り入れの改善への関係機関への要望のご質問にお答え致したいと思います。

県道から国道へ車が出る際の交通安全確保として、国土交通省、高知県、交通安全協会へ、交差点での見通しを良くするため支障木伐採等の要望を行っております。

要望に対しましては関係機関が対応していただいているところでございますが、数年で支障木が伸びてしまっているのが現状でございます。

本年度については、現在のところ関係機関への要望はできておりません。

支障木につきましては、具体的には竹や道路ののり面から生える草等が支障となっております。

今後、定期的に関係機関と連絡を取り合いながら、交通安全上、国、県の管理している用地にある交通に支障となっている樹木の状況について要望してまいりたいと思っております。

（矢野議員から「答弁漏れじゃ。また、からがない」との発言あり）

すいません。

要望に対しては、関係機関が対応していただいております。

ただ、本年度に関しましては要望ができてないというところでございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

失礼しました。答弁いただいていたんですね。私が聞き漏らしですね。どうも。

ただですね、そのなぜ要望されてないんですかね。行政が現場を見て、これは危ないなあと思ったら即、管理をしておる関係機関へ要求、要望、情報提供。これはね、すべきですよ。

視距が悪いのに、分かりながら要望しないということは、これは大変なことです。何でそれができないのか、

私には分かりませんねこれは。

ちょっと、どういうことですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

現状において、特に今現在、すぐに危険があるといった所がないという判断でございます。

関係者や交通安全関係する機関と、今後は現地を確認をして、大きく支障があり危険性が高い個所があれば、議員おっしゃられるように早急に要望をしていきたいと思っております。

今後において支障を来す可能性がある個所については、影響が大きくなる前に、土地を所管する管理機関に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

国道56号へ出る視距の問題については、人工物、人間が工事をして視距が悪いなという部分と、自然な状態。立竹木が成長して、日々成長しておりますので、あるときは見えるけど、あるときは見えないということになるんですね。そして雨が降るときとか。だから、自然なものですから成長の過程も違う。今はいいんだが、時間がたてば見えなくなるいう部分がございますので。その今は良くて、今良いというのは、以前にその対策を講じておる。それはどうやってやったかいうたら、その辺の住民の方が思い余って行動を起こし、その対策を講じてきた、そういう事実があるわけですね。今いいというのはそういうことなんですよ。今いいというのは、黒潮町行政が行動を起こしてないんですよ。改善してほしいという、そういう情報提供、要望、要求活動をやってない。要求したのは地域の住民。で、実際のその伐採等を行ったのは、その管理をする行政機関がやった。そういうことです。

だからね、そこをよくご理解いただいて、今はいいんだと。けど、このまま置けば、来年は大変その確認がしづらくなる。そういうところがございますので。

そして、消防署のあれなんかは、あそこはちょっと悪いですね。悪いです。危なかったですよ、近所でも。そういう所があります。そこをですね、よく。

国道56号だけ走ったんじゃ駄目ですよ。県道、町道から56号へ乗り込んでいかな。その感覚いいですか危険さを感じるには、そちらから見ていただく必要があると、そんなふうに私は思っております。

特にこの交通のことにしましては、ここのデータ見ても相当やはり個人差がございまして、やはりこの書いてることも大体加齢とともに、そういう視力、動体視力等反射神経が弱ってまいりますので、そこをよく考えて行政をしていただきたいなど。

で、皆さん方は車の運転も多分上手じゃろうと。しかし住民はですね、相当視力、反射神経が衰えてきてる方も、大変多くおいでるわけですね。だから、前々から言っておる疑似体験。一回そこで疑似体験をしていただいたら、私はほんとうによく分かると思うんですよ。あまり無理なことは言いませんけど。

以前に、荷稻の秋丸佐賀線との56号の交差点のときに、県の土木事務所の方に、その県道側から国道を見てもらったんですね。状態を。スピードが全然違いますねということでびっくりしておりましたので、やはりただそこを車で通るだけやなしに、くどくなりますが、県道、町道側から乗り入れていただく。そういうこと

をやっぱり体験していただくということが、その危険さを理解してもらうための早道ではないかなあと考えて発言しておるんですが。

そのへんはどうですか。一回試しにやっていただけますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

全体的に、国道56号線に接続されている町道、県道、数多くあります。そうした所、全部が全部自分ができるかという、なかなかそこまではできないかもしれませんが、一定確認はしていきたいというふうに思います。

また、全体的な計画として、町道から、県道から国道に接続されている道に対してどのような状況かといったことについては、どういった線がどのように付いてるかといった位置的なところを含め、把握をしていきたいとします。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

くどくどと申しましたが、ひとつ期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

あんまりよろしくというがは良うないとかいうようなことも言われておりますけども、まあよろしくをお願いします。

それでは、3番の産業振興についていきますが。

カッコ1、まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度ですね、今、次期戦略のためにも現評価を問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の現評価につきましてお答えを致します。

平成27年度に策定致しました黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成30年度に産業振興を中心とする創生基本計画に再構成し、さらに、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の3つの分野を加えて、将来の人口減少の克服、そして地方創生を達成するための基本的な考え方や、重点的に取り組む施策などを取りまとめた黒潮町総合戦略として展開し、戦略の目標である2060年に人口6,800人の達成を目指しているところでございます。

この黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標の達成状況についてですが、議員がおっしゃられましたように5年間の経過期間を迎えておりませんため、最終的な5カ年の総括は本年度の取り組み後となり、全体の評価もそれからということになりますが、各施策の点検と検証の結果につきましては、年度ごとに黒潮町総合戦略アクションプランとして取りまとめておりますので。

現時点での評価と致しましては、平成30年度末の人口は1万1,217人であり、昨年度末と比較しまして123人減少しておりますが、戦略を策定した平成27年度以降を見ましたとき年間で200人以上の減少となっており、その減少率は約2パーセントでしたけれども、平成30年度におきましては減少率が約1パーセントへと縮小しております。各施策の効果が見られたものととらえております。

具体的に効果として挙げさせていただきますと、数値目標の一つとしております転入と転出の差を表す社会

増減につきましては、平成30年度は転入者の数が上回るいわゆる転入超過の状態となり、社会増が21人という実績となっております。

まだ単年度ではございますが、この平成30年度の流れを継続できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、出生数を見ましたとき、地方創生の取り組みを始めた平成27年度以降、平成27年度57人、平成28年度51人、平成29年度47人と減少しておりましたが、昨年度平成30年度は53人と増加したところであり、単年度でばらつきがあるものの50人程度を維持しているということは、この人口が減少する中で一定評価ができるものと考えております。

次に、社会増減において見ましたとき、0から14歳の年少人口、15から64歳の生産年齢人口が年間を通じてプラスとなり、結果、0歳の人口も3月末時点で57人と、出生数の53名を上回る状況となっていることから、移住、転入に対して子育て施策等の効果が少しずつ出てきているのではないかとというふうにとらえております。

以上、効果として挙げさせていただきましたが、平成30年度末の人口1万1,217人というのは、2060年、人口6,800人を目指すに当たり、まだまだ厳しい状況でございます。

また、各施策および事業別に設定しております数値目標や業績評価指標、KPIが未達成になっているものもございます。このことを厳しく受け止め、各事業の検証と改善を行うとともに、戦略期間が終了した後の新たな展開を見据えながら、人口減少に対し効果的な取り組みを強化していく必要がございます。引き続き、持続可能なまちづくりに向けて、町民をはじめ関係者の皆さまとともに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

途中だからということのお話で、まあそのとおりですね。

ただ、新しいその計画いいますか総合戦略、来年度から始まる分ですが、それはいつごろその総合戦略、公表できるような運びになりますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

予定では、この年度末は終わりましたら、この今年度の途中ぐらいからは既にまず評価の方を始めまして、取りまとめの方を年度末に向かってやっていきます。

そして、また早いうち、6月も含めて、その委員会開きながら策定をしたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

分かりました。

それでは、カッコの2番ですね。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の漁業生産量の計画に対し実績を問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カッコ1、総合戦略の漁業生産量に関する質問にお答え致します。

この創生総合戦略における漁業生産量、佐賀統括支所群の各水揚げ目標は平成26年度の実績をベースにしており、平成31年度までに10パーセント増を見込む計画としております。

その実績を申し上げます。

カツオ関係漁業では、平成27年度が496トン、平成28年度が441トン、平成29年度が387トン、平成30年度が243トンとなっており、年々水揚げが減少しており、残念ながら計画には届いておりません。

この要因は、平成30年度においては、黒潮の蛇行によるカツオ漁場が土佐湾東部に形成されたことや、県内のカツオ一本釣り船が地元水揚げを優先したため、近年の資源量の減少も相まったことが原因ではないかと考えております。

一方、沿岸漁業の水揚げ量についても同様に平成26年度の実績をベースとしており、こちらも平成31年度までに10パーセント増を見込む計画としております。

その実績を申し上げます。

平成27年度が899トン、平成28年度が876トン、平成29年度が982トン、平成30年度が1,061トンとなっており、結果、目標を大きく上回る状況となっております。

この要因は、伊田灘地区の定置網が平成28年度に復活したことや、鈴地区の定置網においても、網の沖出しや科学的根拠に基づく操業形態の試行錯誤を行ったことが功を制したのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

ここですね、この県の漁業振興課の資料によりますと、これからの取り組みという所で、佐賀で漁協を軸とした新たな活餌供給体制の構築とかですね、活餌の県内での確保、市場機能の強化、それからカツオ一本釣り漁業者に対する漁船建造などへの資金調達の支援というようなことはこの情報として流れてきておるわけですが、何か、今年の新聞でしたかね、見よってもカツオが、水揚げがものすごく減っちゃうとかいうような、高知新聞社さんの記事やったかな。何か出ておりましたね。

そういったことなんかも考慮して、黒潮町としてこの佐賀で漁協を軸とした新たな活餌供給体制の構築というてあるんですが、それはそれで必要なことでいいんですが。その前に、カツオ水揚げ促進対策協議会の設置とかいうような情報が流されておったわけでございますので、県の方から。それらを踏まえてですね、これ、水揚げが増えないと大変困ります。

水産行政として、このへんの対策をどのようにお考えか。

伺います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、県が現在、地元漁協等を含めて幡東海域におけるカツオの餌となる巻き網漁業の試験的な操業につい

て各浜々で県の方から説明がありまして、非常に利害関係がものすごくぶつかるところがありまして、非常にあの幡東海域においてはなかなかその漁民の理解が得られないということで、現在とん挫をしております。

町としましては、カツオ水揚げ促進に向けて、今までは一定の水揚げがそこであれば漁価が高止まりをして、そこで一定のそういうルートに乗って、そういう効果もあったわけですが、先ほど一般質問で答弁しましたように他船が、いわゆる土佐沖での 19 トン。うちの船というのは旅船でございまして、鹿児島から現在も大型船においては気仙沼沖、そして 19 トンにおいては鹿児島沖ということで、ほとんどその土佐湾で漁場が形成されないと。うちへのなかなか水揚げができないという状況でございます。

そういう中で、黒潮町としましてはいわゆる県内の漁船、黒潮町以外の漁船で特に 19 トン以下の漁船に対して活餌供給をすることによって、空き期の対策を現在、その準備を進めておるところでございます。

で、一番大事なことは、活餌供給事業がいわゆるカツオの生命線になりますので、現在、県内の漁船に対してアンケートを取りながら、活餌の需要がどうなのかというのを現在調査して開始しております。

これからも佐賀漁港に水揚げできるように、精いっぱい取り組みはしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

分かりました。

それでは次へいきましてね、4 番、地域整備について質問致します。

迂回路がない集落は道路に崩落や立竹木などが生い茂ると、病弱者をはじめ通学、産業活動など、生活が大変困ります。

その対策に地域整備の予算を増額し、管理を十分するか問います。

まず、そこをお答えください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問の、地域整備についてのご質問につきましてお答えを致します。

議員ご質問の道路管理につきましては対応が分かれておりまして、崩落や立竹木が、町道であればまちづくり課と建設課が対応をし、農道等の場合は農業振興課が、また、赤線などの生活道につきましては総務課と地域住民課等が対応を行っております。

しかしながら、どの課の所管になろうとも、通行の妨げとなったり生活に支障がある場合は、災害復旧工事や修繕工事などで対応するなど時間を要する場合がありますが、地域生活の支障とならないように補修や改修の工事などを行うように努めております。

特に町道につきましては町内の主要な道路でもあることから、日常的に町道の維持管理のため、道路作業員が崩土の取り除きや雑草の除草、支障木の除去などの作業を行っており、適切な管理を心掛けていますと認識しております。

また、毎年各地域から要望書を提出していただき実施をしております地域整備事業につきましては、先の 6 月議会において答弁をさせていただいたところではあります数多くの要望個所が未着手の状態になっていることから、充実が求められていると認識をしております。

このため、地域整備事業の予算の増額など、地域の維持や活性化のため本格的な検討が必要であると考えており、次年度以降の予算額の増額などに向け、予算協議や事業計画協議などで協議や検討を行っていくことと

しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

現在の地域整備の予算というのは3,000万ですね。組んでるのは。

これは旧佐賀町時代、佐賀町という町があったもんですね。旧佐賀町です。で、40年代から3,000万です。予算は。これは、補助事業等に対応できないものについて町が単独予算を組んでやりましょうという予算でして、当時から言うと、諸物価も10倍、予算規模も10倍になっておまして、これ佐賀だけのときに3,000万なんです。現在、黒潮町なんです。大方と一緒に、人口は相当増えてますね。人口も道路の延長も増えてるんですよ。2倍とか3倍とかいう形で増えておるもんで、当然道路以外の部分もありますので、住民のそういう要望は増えてきております。

で、事業個所が増えると当然積み残しもできるわけですが、やっぱり予算を先に確保する必要があるんですね。これね、困るのは、住民の方に対して予算がないということを言われておるんですね。予算がないと言われてもね、議会は出てきた予算、全部認めておるんですよ。道路管理に関して全部認めよう。だから、予算を要求するときに積み上げをやっちゃうはずですね。毎年。その予算要求資料を作りゆうですね。誰が、課長が作るか。で、その積み上げがどれだけ正確にやっておるということも考えてもらわないけませんね。議会は全然反対してないんです。賛成ばかりしゆう。道路管理について、来たやつは全部認めよう。それで、足りないと言われても困るわけです。議会の立場は。要求が少ないんですよ。要求をもっと多くすれば、延長が例えば3倍になってれば、単純に考えたらそれを3倍に、3,000万円を3倍に増やしても不都合はない。そういうような考え方もできるんですね。

で、住民に対しては、だから予算がないということを一言でやられると困るんで、財源がないとか、あるいは議会に対して必要額をよう要求してなかったとかいうことを、私は言っていたきたいなあ。住民の声を頂く場合には、そういうことで生活が住民は困っておりますので、そこまで。特に迂回路がない所なんかは、そこまで行ってみないと通れるか通れんか分からんわけですね。特に病気なんか。週に2回とか3回とか、どうしても通院しないと病気の治療ができないとかいう方もいらっしゃるんですが。そういう方たちがね、そこへ行くまで通れるか通れんか分からん状態ですので、それがまず一つ、大きな不安があります。

それから、当然、雑草とかいうものも大きくなってまいりますと非常に通りにくいし、まあ言うたら視力が低下状態にあるとか反射神経が悪いとか、こういう方たちが通られておる所は、特に道路の前方の視距の確保が大事なわけですね。だからそこをね、よく考えて取り組んでいただきたいわけです。

ある集落の区長さんなんか、もう10人からパンクしちゅうぞとか。行き違いのときに縁へ寄ると草が生えておると。そこへ上から石が落ちてたまっちゃると、値段の高いタイヤほど、タイヤの横になる所が破れゆうようですね。あれはもう、修理が利きません。取り替えです、タイヤの。だから、昼間ならまあなんとか連絡もしやすいが、夕方、帰りを急いでおるときなんかそんな目に遭うとそれは大変な思いをするわけですので、ぜひそのへんのことも十分考えて予算要求を私はすべきではないかなあと思うわけです。

ぜひですね、課長も先ほど、まあ心強い答弁いただきましたけど、少なくともこの3,000万ということを決めた議会に対する予算要求でなしに、どればあ要るんだということをしちつと積算して、それから適期に前の草刈りとかができるように。7月末に刈り払いするいう約束やったに、ひとつもやってもない。孫が車を買いたいいうて、おばあさんに見てもらいたいき、それで新車へ乗って帰りたい。けど、この道では車が傷だら

けになるので、もう帰りにくいということも。そういうお話を伺いますと、まあ、お孫さんが一生懸命頑張っ  
てやったのをおばあさんに見てもらいたいと。ええ話やないですか。それが、車が痛むかも分からんき妙に嫌  
になったとか言われますとね、こちらもなかなか返事が詰まるわけです。

課長、その3,000万をどういう形で考えていくのか。初めにありきでいくのか、積み上げをきちっとやって  
いくのか。

そのへんを、ちょっとお答え願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の再質問にお答えします。

通常の事業費でしたら、議員がご質問されますとお積り積み上げで予算を獲得するようになるものですが、地  
域整備事業につきましては、まず予算の取得につきましてはご存じのように11月から1月ぐらいまでにかけて  
予算をしていくという流れになります。

その後、地域から、区長さんから要望が出てきて、その予算の中で対応していくということになりますので、  
通常の積み上げ方式とはちょっと異なる予算立てになっておるといふふうに考えます。

ただ、ご指摘されますとお積り、予算3,000万円に対して地域から出てくる要望数というのが約500件前後あ  
りまして、最大を見ましても100件もできていないという現状がありますので、極力、予算としては確保する  
ように準備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

ちょっとこれは課長も答弁がしづらいところあると思うんですけど。

課長の所へ挙がったときにカットしないように。課長の手前でカットされてしまうとなかなかやりにくくな  
るので、やはり、これは多分ね、この作業は副町長がしようがじゃないろうかと思うちゅうんですよ。このへ  
んの予算というのは。町長は多分政治的な面はやっていくと思うんだけど、この今言いゆうところの予算につ  
いてはね、私は副町長が加勢しちゅうと思うちゅうがよ。

副町長、そのへんは副町長としてどうなんですか。私は前に言ったのは、1期目ですよ、その職を持って鈴  
とか市野瀬等へ行ったことがございますかと。現場の実情を分からない状態で部下に指揮命令ができますかと  
いうことを質問致しましたが、それらを踏まえてですね、多分現場を見てくれちゅうと思いますので、3,000  
万、あるいは、なければ専決するなどしてですね、困らんような格好にさせていただきたいと思うわけですが。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは再質問にお答えを致します。

私が財源のことでお答えするときに、厳しいお答えになることもございます。正直言ひまして、地域整備の  
要望につきましてかなりの要望額が挙がっていることも事実でございます。

課長の方が冒頭ございました、議員ご質問の崩落等、また草刈り等は、それぞれ災害復旧、また維持管理の



中でも予算取りをしておるところでございます。

そして、要望の中には補助事業で対応する部分等も、予算査定のときにはそれぞれの区分等をしているところでございます。当初予算等の予算査定の折には、そういうふうな事業また内容によって、また緊急度によって区分をしながら予算配分を考えていきたいということでございますので。

3,000万につきましても、今後の、課長も答弁でございましたように、それぞれの要望等々を考えて予算の方の検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

議決したものが予算であって、議決する前は予算案でございますので、案を作るのが副町長等の仕事であろうと思うんですが。

そこがね、やっぱりあまり堅苦しいことを言わずによね、なかったら専決させていただきますよと。その一言言うたら、住民はほっとするがです。

ほんとにね、国道から12キロの所でもやはり生活されております。1人の方がね、車の運転できないんですよ、お聞きしたら。そういう方が病院へ行ってるんですね。病院。ほんでね、在宅医療、在宅介護の部分と一緒にような格好になるんですけど、その方は在宅医療やない、病院へ通院する必要があるんですね。通院。だから、この前も言われたときにね、年々おんなじことの繰り返しなんです。私ずうっと、19年にこの場へ立つことの許可をいただいて質問させていただいておりますけどね、もう道が悪いから草刈り何とかしてくれ、石を何とかしてくれ。これは毎年の繰り返しで。まあおっこうな話やないけどね、このことで道路管理について発言しなかったという年はないんですね、私は。それだけね、困ってる方が訴えるんですよ。何も、私が勝手に言いようわけじゃないんです。住民の声をお聞きして、ここで発言をさせていただいておると。それがね、まあ言うたらおんなじことの繰り返しなもので、ちょっとそのだからやり方いか見直しというか、大体この時期にはここはもういっぱいになるかなと思ったら、そこへ人を入れて作業してもらわないと駄目なんです。作業着の姿を見たら一生懸命やってますよ。で、結局、数が足りんかなと。数が足りん原因はどこかな、予算かなと思ったりするんですけど、ここでくどくど言うのはですね。

何とかそういう現場をだから私、一回見てもらいたいなと思いうわけです。現場を。ほんでそうしないと、予算査定のところで幾らだ、幾らだ金額を言われてもね、まず現場を見て予算要求をしていただきたい。そこを私はお聞きしようがですよ、副町長に。

副町長、どうですか。もう一度お答えください。これ、テレビみんな見てるんですよ。遠くの方ほどこのテレビ見てますので、どういうやりとりがなされゆうのかいうことは住民がこの場で分かりますので。もう一つ、専決でもしてやりますよということをお願いしたらそれで終わりますので、よろしく。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

現場の方も、自分も参っております。

そして緊急なときには、災害等含めて専決等もさせていただきますので、現場現場によって対応させていただくようになろうかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

妙に、この回は町長に対する出番がなかったかな思うて。町長が不満そうな顔しちゃうけど。

まあひとつですね、もう時間もたってきたんで。

実は、私なりにいいなと思ったことがあるんで、ここで披露はさせていただきます。

実は防災訓練があったときですね、その朝6時25分ですか、家に電話がありまして、行き止まりの道路。拳ノ川小学校の区が崩落があって通れないということですのですぐ現場へ行ってみましたら、もうガードレールまで土砂が落ちてきて、その横にあった流木は川の方までずっと伸びておるという状態があって、これは困ったなど思いまして。そこへは病弱者もおるし、いろんな仕事をされておるし工場もある、人の出入りもあるいうとこで。

結果的にはですね、その日のうちに、5時35分ごろですか、一応機械のエンジンを止めて車が通れるようにはなったんですが。その間にですね、35分か40分ごろですか担当課長に電話して、寝ようところを起こして、これは困った、何とかしてもらいたいなということで連絡し、またすぐ業者の方にも連絡していただいて、現場へ駆けつけていただきまして非常にありがたかったです。

私としたら、そういった病人もおいでるし、これは困ったもんじゃなと思うて。離れておればいいのをやっぱり気持ち焦ると近くで見ようようになって、後から考えれば作業の邪魔したなあとと思うて、反省もしたことでしたが。一つは、その中に埋まってる人がいれば困るなど思ったことも中にはあったわけですが。幸い、人がその中に埋まっていなくて、まあよかったということになりましたが。その間には、地権者のご理解、それから利用されておる皆様のご理解、それから町の職員。職員も朝から晩まで、ずっと現場で張り付いてやってくれました。それから、現場で働いてくれる建設会社やその従業員の方も目の色が変わって、その復旧のために働いていただきました。黒潮町は訓練としてやりゆうときに、私の地域では本番でございまして、ぶっつけ本番。ほんで、その訓練の方へ人が行っておるもんで、作業員の方も少ない中で初めは非常にご苦労されたと思います。

また、学校にもお願いしまして、校庭の一部をお借りし、機械を乗り入れて残土をいっぱい積み上げてという状況にも快諾いただきまして。多くの方の協力をいただいて、無事作業は終わったわけです。

さらに、その後で役場の方からも、その病弱者等の方は大丈夫ですかというようなことの連絡もいただきました。

そういったことを拝見するとですね、非常に、私は黒潮町はいい町だなと思ってるわけですよ。ただ、今まで長々とやってきたことは、その上に立ってですね、立って、また全国から黒潮町へ視察に来てもらえるような、そういった町に今以上になっていったらいいなあと、そういうことを考えております。

ぜひですね、これからも議会のこの場は大変厳しいですよ。発言は。厳しいですが、住民もそれだけ期待もしておるし、やった結果について感謝もしておるというのが現実です。

そういったことを踏まえてですね、町長、この防災訓練と実際の防災訓練、それから私が直接行き当たったそういう災害復旧の点。疲れるんですよ、ほんとに。地元の間人としてもね、そこでずうっと作業を見るということが大変、私なりに疲れたことも事実ですが。それより、災害した被災者もないし、病人も急病人も発生しなかったし、産業活動についてもまあ止めることなくできたし、そういう面でよかったです。それは皆さん方に感謝し、町長に言うのは一番最後ですよ。ほんで最後やけど。

そういったことを踏まえてですね、私は緊急時の対応、それからさっきも言った地域整備の問題、踏まえて、私は町長に一言、一回立ててもらいたいですね。決意を聞かせてもらいたいです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

まずは、対応につきましてお褒めいただきまして、ほんとにありがとうございます。職員もまた士気が高まるんじゃないかなと思います。特に課長をはじめ現場担当職員は、早朝からの対応で本当に迅速な対応をしたと思っておりまして。

その上でということですが、緊急時、本当に緊急時ですね、今回も拳ノ川小学校の奥のあの崩落なんかはまさに緊急でありまして、通行止めで集落が孤立する。こういったときには、予算書に載ってる財源問題とはまた別の政治判断が必要です。その際には緊急の対応も、ちょっと議会では申し上げにくいんですけども財源の有無にかかわらず、ある意味政治判断で対応させていただくということをご理解をいただいております。

その上で、ご質問の趣旨は地域整備のことだと思います。毎年、各地区から多数のご要望をいただいているところがございます、消化する事業について限りがあることからストックがかなり出ているというような状況です。

少し補足説明させていただきますと、地域整備の全体から挙がってくる要望で、まず管理者。いわゆる県とか国の場合もございますので、その際には県と国の方へ自分たちがその要望書をお持ちさせていただいて、しっかりと説明をします。残ったものが、町が実施主体としてやるべき事業なんですけれども。この中で、この地域整備事業の枠3,000万以外の補助事業、できるだけ解釈の努力をしながら各補助事業に振り分けてやる分。それから、どの補助事業にも乗らずに純然たる単費で、現在用意している3,000万の地域整備の枠で消化する分。これらを合わせますと、大体年間7,000万ぐらいの事業量ということになっております。

しかしながら、住民の方から、ほんとに日々の生活の支障等々で挙がってくる案件というのは大きな補助事業になかなか乗りづらい。そういったものがほとんどでございます。そういった趣旨から、恐らくこの地域整備事業自体が制度としてできたものだと思います。

繰り返しになりますが、少し地域から挙がってくる要望の中でストックがだんだんだんだん増えつつございます。従いましてそれを、単年度ではなかなか難しいですけれども、ある一定期間でしっかりと対応するためには少し今の地域整備事業の枠の予算では足りないというのは全庁を挙げた共通認識でございます。総務課長答弁申し上げましたように、年度内にやります事業計画協議と、それから予算編成に向けて議論を深めてまいります。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

これで私の質問を終わります。

どうも、ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11 時 16 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

9 月定例会におきましては、3 問について質問を致します。

第 1 番に集落環境整備事業について。

国は漁村集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全を目指すために、漁村集落環境整備事業に取り組み、合併前の佐賀町においても昭和の後半から平成の時代にかけて、漁業集落である浜町、明神、会所地区を主とした計画策定を立て、漁村集落、避難道、水路改修、雨水対策、防災安全施設、防火水槽、避難誘導灯、そして緑地広場の整備など、幅広い事業に取り組み、地域内の生活環境整備の促進を図ってきました。この結果として、地域間のアクセスはもちろん、住環境も以前と比較しても見違えるほどに良くなり、地震、津波、集中豪雨など、自然災害の対応策が取られることにもなりました。

この間の道路整備等においては、家屋移転や用地買収などさまざまな事象もありましたが、地域の皆さんの協力をいただき、事業進捗よくが図られてきたことを忘れてはなりません。

このことを踏まえて、昨年度には、新たに田野浦地区を指定して地域の環境整備を図ることになり、今年度からは工事開始となりました。当初予算によりますと、避難道約 170 メートルを計画し、工事費 1,900 万円を計上し、そして、用地購入に 300 万円、工事に起因する補償費 1,600 万円の合計で 3,800 万円が予算計上をされています。

このように、住環境の整備や防災対策の一環として事業を取り入れ、安全で安心できる町づくりを目指すことは、住民一人一人の願いに寄り添い、地域の周辺整備はもちろん、地域活力につながることも期待できます。

地域の方々はこの事業による効果的な進捗よくを待ち望んでいるところでございますが、この全体計画と、今年度の工事概要はどのようなになっているか、まず初めにそのことについて問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カッコ 1 の田野浦地区の漁業集落環境整備事業の全体計画と今年度の事業概要等についてのご質問にお答えします。

田野浦地区の漁業集落環境整備事業は、計画期間を平成 30 年度から令和 3 年度の 4 カ年としております。

事業内容としましては、避難道整備一路線を計画しており、その延長が 190 メーター、幅員は 4.0 メートルとなっております。

今年度の工事概要としましては、用地購入と補償物件の買収のほか、本工費として施工延長 95 メーターを予定しており、主な構造物としては、路側要壁、水路溝、横断溝、集水桝、防雨鎖溝、ガードレール、ガードパイプ等を予定しております。

なお、工事につきましては、10 月中に発注予定でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

今年の工事でいけば、10 月中に発注するというごさいます。

先ほど課長からありましたように、平成 30 年度から令和 3 年度というごさいましたけど、これ当初は令和 4 年度の 5 年間で、総予算額 1 億 5,000 万円というな形で計画していたと思うんですけども、そのちょっと確認をお願いさせていただきます。

また、その理由があればそのことでもよろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答ひします。

現在、この事業につきましては繰り越しを掛けておまして、平成 30 年度予算で用地補償費を購入しております。

そして、令和元年度につきましては、3,000 万円の事業費で、残る用地補償と、先ほど言ひました工事を予定しております。

そして、令和 3 年度には残る工事をして、工事本体を完成したいと思っております。

そして、令和 3 年度には残る避難誘導灯の設置を予定して、全ての事業が計画においては終わるということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ちょっと、そしたら私の方が認識不足かも分かりませんが、令和 3 年度に避難誘導灯 5 基ということですかね。そのことはそれでいいんですが。

そのほかの事業は、ちょっと今の中で説明ありませんでしたが、その点の答弁をお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答ひします。

現在、避難道のための計画となっておりますが、地域では、排水機能の十分でない所がございますので、現地も歩いておますが、単なる排水路の改修だけでは、なかなか補助採択には難しいということでもありますので、一定の排水とともにさらに道を広げていくとか、そういう全体的な見直しをせんといかんとこともございまして、現在地区の中で、洗い出しを現在お願ひしているところがございます。

そこで一定の事業内容が固まれば、計画に際して変更いう手続きを、関係各課との調整ありますけれども、そういう対応はしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ぜひぜひですね、今ありましたように、この事業費が割と少ないわけですね。やっぱり現地を探索してみると、今課長からもありましたように、避難道、雨水対策、結構今回道路の対面側なんかは、まだまだ私が見た

ところでは、道路拡張の余地があるのではないかと考えたところでございます。ぜひぜひです、今課長からありましたように、地域とのそのへんの話をした上で、もうちょっとこう今後を見据えた形ですね、事業を展開していただけることを要望致しまして、次、カッコ2の方に移ります。

この事業を新規に計画するには、対象集落の人口、そして漁業依存度、これ漁業の生産額などですが。そういうことや漁家比率など、クリアしなければならない基本的な課題もありますが、今後の整備計画として、伊田、上川口地区などを漁業集落環境整備事業の対象地区としての指定を受け、計画策定はできないかということとであります。

現地をいろいろ散策して私なりに感じたことは、漁業集落としての主体性が求められますが、住宅密集地の個所も大変多くあり、生活道の整備や周辺の排水、雨水対策の整備が特に望まれ、早い段階での必要性を感じました。

このことは予算や財源が伴うとともに、事業費や事業計画などの調整も必要とされますが、同じように、住環境の整備による暮らしやすい地域づくりへの方向性を見出し、自然災害への対応も組み入れ、少しでも漁業振興における地域の活性化を導く施策を検討するべきではないかと思っているところですが、この点についてお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ2の伊田、上川口地区などの住環境整備を図り、地域づくりを目指すことはできないか、に関する質問にお答え致します。

承知のように、伊田、上川口とも家屋が密集し、漁師町の風情を残す漁村集落であります。議員から質問のありました、漁業集落環境整備事業の採択要件としましては、漁港の背後に位置する漁業集落で、漁業依存度、または漁家比率が1位の漁業集落となっております。

また、その人口要件も過疎地域におきましては、50人以上5,000人以下ということに採択要件がなっております。その全体事業費も3,000万円以上の計画が求められているところでございます。

まず、上川口地区についてでございます。漁業生産活動はしているものの、船を係留している施設は上川口漁港重要港湾であり、管理区域上、集落が港湾背後地のため採択要件に合致していませんので、漁業集落環境整備事業での事業化は難しいのではないかと、現在考えております。

伊田地区につきましては、漁港の背後地であるため、採択要件に合致していると思われま。

現在のところ、地域から具体的な事業の要望のないため、まずは、地元のニーズがあるのか関係者と協議するなど、事前調査をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ちょっと一例として、上川口と伊田の地区を挙げたわけですが。

上川口地区は重要港湾、避難港ということは承知しております。ただ、その漁船がうんぬんということはですね、あそこへもなんちゃ地元の人が船を滞船することは可能なこととございますので。ただその、漁港としてのうんぬんのことがあるわけであって、それほどこの漁業集落整備事業を採択してもらおうとかどうかには、そのことは影響ないと思います。ぜひぜひこらあたりは特異なケースかも分かりませんが、そういう部分で、ひとついろいろな部分で研究をしていただきたい。

そして、物事を判断するときに、やはり前向きな姿勢で。初めから、こうこうだからいかんのではないかということではなしに、前へ進むその算定的なものの考え方、理由付け、そういうことにやっぱり取り組んでもらうてこそ、地域の特異性のこともできてくるわけですので、その点はひとつお願いしておきたいと思います。

そして、伊田の方は、漁業区域のうんぬんで採択なるかどうかということでございますので、そういう取り組みをしてもらうわけですが。確かにこれ、今から長いこと見たときに、地域とのひとつの話し合いとか要望とか、いろいろな事業の説明とか、そういうことが必要になるかも分かりませんが、一番私が思ったことは、やはり、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、この2、30年にそういう生活環境整備とか、そういう事業が地域地域に入れられてきたのかと。そういうことがもう当たり前のように、行政が取り組んでいただけることが難しいような考え方を持っているんですね。やっぱりそうじゃなしに、その地域で住んでいる方が、少しでもそういうふうで安心して安全な町、地域で住めるようにすることも非常にこう大事ではないか。

ひとつ私が今度考えたのはですね、やはり、私も今、こう考えたときに、農業の振興、漁業の振興にしても、物事の生産の方へ向いて要望が向いているところがあります。私自身も。確かに、漁業振興においたら、漁業の人口を増やしてくれ、魚礁をやってくれ。農業にしたら、ハウスの何々やってくれ、田畑の基盤をしてくれとか、そういう生産性の方へ向いて目が向いていたんですけども、ちょっとそのことを振り返れば、やはり、長年そこで、地域地域で住んでる方がそういうふうで求めること、その地域で安心して住めるということが、一番人間としての安らぎではないかと自分は近ごろ思うわけです。やはりそういうところを、要望がないかも分かりませんが、こういう事業で、こういうことができる、こんなことができるというような話し合いとか、そういうことも行政としての努めだと思しますので、その点をぜひしていただくことを要望しておきたいと思います。

そして、私が今回つくづく思ったのは、上川口にしたら、伊田地区にしても、あの港から56号線へ向いて南から北へ抜ける道が仮にできておれば、相当町の形態は変わってきたと思うんですね。やっぱり、佐賀地区と比較するわけではありませんけど、佐賀地区の発展性は、あの明神、浜町、会所の発展性は、あの魚種集落でいろいろな道を改修してきた。その中で、町がやはり空き家もそれぞれ少ない。漁業の方がそれぞれ各々として住んでいるわけですが、ああいう町の形態を見たときに、やはり、少しでもそういうことに行政として手を打っていく必要があるのではないかと思ったから、今回答弁をさせていただきました。ぜひですね、いろいろな部分で研究をしていただき、午前中の質問の中で矢野議員からもありましたけども、地域整備の話がありましたけれども、町長の方からも、やはり国から県の補助金でやる事業はなかなか少ないという話がありましたけど、ひょっとしたらこの事業で、ある部分長期的な計画でやれば、地域の要望を組み入れる事業があるかもしれません。この事業は大変ええ事業で、ええ事業ってのはおかしいですけども、国の事業で、国からの補助金が15分の10、そして県の補助金が15分の3、全体の補助金が86.7パーセントになるわけですね。そして、あとの分は起債で国保税対象になりますので、70パーセントぐらいになると思いますね。そういうことを、やっぱり利点を利点として取り入れて今後の行政の執行の中で事業を展開していただければと思うところですので、ぜひそのことを要望しておきます。

それでは続きまして、カッコ3に移ります。

佐賀地区の漁業集落環境整備事業では平成12年ごろに計画をしていましたが、用地交渉が難航したことから、佐賀診療所、そして佐賀地区の避難タワー前から県道中土佐佐賀線、ここが佐賀小、中学校の入り口になるわけですが、その間の約40メートルの町道が未整備の状態となっております。ここが周辺の民家のブロック塀の高さも約2メートルぐらいありまして、道路も形状がSカーブとなり、子どもの重要な通学路や、それから地震発生時の避難道としての利用する場合においても、今の状態を見たら、大変危険ではないかと察していま

す。

計画から20年も経過していますが、再度、ぜひこの40メートルの改修工事ができないかということをお聞きしたいわけですが、その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではカッコ3の、避難タワー前から県道中土佐佐賀線までの道路整備についての施工計画についてお答え致します。

この路線につきましては、過去に漁業集落環境整備事業で計画していましたが、用地交渉の段階で協議不調に終わり、事業化に至っておりません。しかしながら、最近整備した避難タワーや、そして高台へ通じる重要な路線と認識しており、今後予定しておる新しい事業計画で整備できないか、検討していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

新しい事業計画をまた策定するというございますので、そのことに期待を致しまして次に移ります。

先ほど言いましたように、漁業集落環境整備事業と類似した形ですね、農業分野にも私なりに調べてみますと事業がありまして、漁村集落基盤再生整備事業、農村漁村地域整備交付金というのがあります。これも同じように、県や市町村が策定する農村振興基本計画に基づきまして、農業の生産基盤整備と併せて、農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備の実施ができるようになっていられると思われまして、この集落道整備では集落周辺の道路の整備、それから排水施設整備では用水を排除する施設等の整備が対象とされています。

この事業を計画して、農村地域である鞭とか蜷川とか上川口の郷ですかね、郷の方ですけど。そういうところも対象になるかどうか分かんげんど、大方地域を主体としてこの事業で生活環境整備を図って、中山間地域における農業、農村の活性化を支援をしていく考えはないかということです。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

中島議員の、農業における生活環境面を支援する施策のご質問についてお答えを致します。

ご質問にあります農村集落基盤再編整備事業につきましては、国の農山漁村地域整備交付金の中の農村整備の交付対象事業となっているところです。県や市町村が策定する農村振興基本計画等に基づき、農業振興地域内における農地や農業用排水施設などの農業生産基盤と併せて、農業集落道などの農村生活環境整備および耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、農業の生産条件等が不利な中山間地域における農業、農村の活性化を支援することとしております。

この事業につきましては事業メニューが細分化されていますが、該当する事業区分についての実施例が高知県内では近年ほとんどなく、実施要件の細部については未確定な箇所もあるため、実施する事業の種類や地域の実状に応じた判断が必要なのが現状となっております。

現在、町内においては、国交補助事業の農地耕作条件改善事業を活用して、農業用ため池の整備や農道舗装を実施しており、この事業内容にも要件が整えば、対応が可能な場合もあります。町内における農村地域の道路や排水路等の整備といった、生活環境の改善は課題であると考えているところです。



今後は、各地域のそれぞれの実情を把握していくとともに、地区からの要望等も参考にしながら、集落全体を視野に入れた観点で、中長期的な将来計画を持ちながら他事業も含めた検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

先ほども言いましたように、農業の生産性の方から、そこで住む方の生活環境整備の方に力を入れてくださいという質問をしたわけですが、それにおうような答弁をいただきました。

ぜひですね、そういうふうにとちらに視野を向けた中長期計画等を策定ですね、地域との結び付きをつくり、ぜひそういう方向性を見いだしてくれることを期待致しまして、大きい2番に移ります。

災害防止対策について。河川の堆積土砂取り除きについては、例年、部落要望書の中でも多くの土砂取り除きの要望があり、町内全域の問題となっています。このこともあって、今年度においても7月17日に、幡多土木事務所、黒潮町、黒潮議会で要望等もありました個所の現地調査が行われました。管理者であります高知県や黒潮においても、財源確保の難しい中でも危険性や緊急性をかんがみ、計画的に工事施工に取り組んでいただいていることは承知していますが、今回は伊与木川の堆積土砂取り除きについて、質問を致します。

昨年度は不破原、伊与木、熊井地区の周辺の3カ所で土砂の取り除きが施工され、地域住民の方も台風時などの豪雨により家屋や農産物の浸水被害が心配されていましたが、一定の土砂除去がされたことにより、被害を最小限に食い止めることができることにもなりました。このことに対しては幡多土木、黒潮の担当課の皆さんの計画的な業務執行がされたものと認識し、評価をするものであります。

今回質問を致しますのは、その下流に当たります坂折公園周辺の土砂取り除きについてであります。道の駅なぶら前には、上分地区の排水路が通っています。この端末には水門が設置されており、通常は伊与木川に流出される形状になっていますが、ところが近年、この流水口にはよせが大繁殖し、土砂の堆積も年々増え続け、台風時の洪水の場合には周辺地域の水位が高くなっても、伊与喜木川への排水機能が全く働かない状態となっています。

道の駅なぶらや、上分地区の住家が浸水する危険度も高まっており、ぜひこの土砂取り除きを要望するところでございますが、この点についてお伺いを致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは中島議員の、伊与木川の堆積土砂取り除きについてお答えを致します。

伊与木川の堆積土砂の取り除きにつきましては、例年、伊与木川沿いの各地区から多くのご要望が挙がっている状況でございます。本年度も去る7月17日に、高知県幡多土木事務所に対し各地区からの要望書を提出し、町議会議員の皆さまにもご同行をいただき、現場確認も行ったところでございます。議員ご質問の道の駅なぶら付近につきましても、現場確認を行いました。

過日、幡多土木事務所より、河床掘削については要望個所が多いため、優先順位の検討後、対応をさせていただきますとのご回答がございました。

河川の堆積土砂の取り除きにつきましては、多額の費用が必要となりますが、堆積土砂により水の流れが

阻害をされ、豪雨に伴い河川水位が上昇しますと流化能力が低下し、水害により農地や道路および家屋等の浸水が懸念されることから、引き続き幡多土木事務所に堆積土砂の取り除きについて強く要望を行い、人命と財産を水害から守り、住民の皆さんの安全安心を確保するよう取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

河川の掘削等について、この工事やるには優先順位があると思います。

ここには、この土砂の堆積の取り除きをなぜ予防するかといいますと、これは一つの原因がありまして。合併前の佐賀町において、平成の時代に入り伊与木川の河川改修を計画し、平成 14 年に、今の山井橋がありますが、その下流にちょうどあの坂折団地の前なんです、河口堰、延長が 40 メートルを整備致しましたが、これは目的として台風や集中豪雨における水量を調整することで、周囲の浸水災害を防ぐことになっていましたが、計画どおりの機能を果たすことができなくなったこともあって、平成 20 年度には河口堰上流に道流提を、地域の方の同意を得て完成を致しました。しかし、これも万全の対策とは言えず、急速には変化なく、土砂の堆積も年々増加傾向にあります。自然の力を防ぐために人工的な構造物を造っても、その後の管理運営の困難性を知らされる結果にもなりました。このような経過は忘れることなく、行政の中ではしっかりと受け止め引き継ぐことを、ひとつお願いをしておきたいと思います。

そして、この土砂を取り除くことは、国道 56 号から佐賀の町へ入る、ちょうどあの三差路に信号がありますが、その真下に伊与木川から佐賀地域への用水路の取り口があります。このおかげで佐賀地域内は農業用水や環境保全、防火用水などに重要な役割を果たしていることもありまして、そういう関連性を含んで、今回土砂の取り除きを要望したところなんです。

です、そういうこともかんがみまして、早期に実現できることを要望するわけですが、今年ちょっと無理か分かりませんが、来年あたりではどんなものになるでしょうか、課長。

なかなか課長の方から言いにくいかもしれませんが、見通しがある程度分かれば、ひとつその点を答弁したいと思います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは中島議員の再質問にお答えを致します。

先ほどご答弁をしたとおり、幡多土木からはですね、まだ今年の施工箇所について、まだどこそこやるというふうにはまだお聞きはしておりません。

ただ、この場所につきましてもかなり前から堆積をしております、必要性は訴えておりますので、できる限り今年、来年中にはできるように、また働き掛けをしていきたいと考えます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

はい、ひとつ骨折させますけど、お願いしておきたいと思います。

それでは、カッコ 2 に移ります。

県道佐賀港線の側溝整備についても、浜町、明神地区から毎年、行政に対して部落要望書が提出されています。

以前は6月の一斉清掃において、地域の方が総出で両端にある側溝のコンクリート蓋を外して、堆積土砂の除去をしていましたが、側溝蓋の老朽化と地域住民の高齢化に伴い、十分な管理体制が取れなくなってきました。

しかしながら、現地を見て見ると水路の高低差はあまりなく、豪雨時での水のはけ口としての機能も望めません。日々の管理もできない状態となっていますので、これは住家等の浸水を防ぐためにも、幡多土木事務所と協議の上、早い段階での改修工事はできないか、ということでございます。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは中島議員の、県道佐賀港線の側溝整備についてお答えを致します。

県道佐賀港線の側溝整備につきましても、例年、浜町、明神地区からご要望が挙がっている状況でございます。本年度も先ほどお答え致しましたとおり、高知県幡多土木事務所に要望書を提出し、現場確認も行ったところでございます。

幡多土木事務所からは、管内にて要望多数のため、予算および優先順位等を考慮し、対応を検討します。

なお、現地調査を行い、側溝蓋が損傷している個所および土砂等が堆積をしている個所については、今年度、補修および清掃をしますとのご回答がありましたが、議員ご質問のとおり、現況の側溝は老朽化のため水路こう配もないことから、地域の清掃時にも非常に苦慮をされており、水たまりの個所も見受けられますので、全面的な改修工事を実施していただき、環境改善を図り、地域住民の皆さまに日常的に管理をお願いできるよう、引き続き幡多土木事務所に強く要望を行ってまいります。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

この件については取り組んでくれるということでございますので、それでは最後になりましたが、3の子どもの貧困対策について質問を致します。

黒潮の未来を支えていくのは子どもたちです。その子どもたちが自分の可能性を信じて頑張れば、夢に向かってその道を開けていけるようにすることが、私たち大人の務めでもあります。しかし、現実には子どもたちの未来が生まれ育った環境や家庭の事情などによって左右されることも少なくありません。厳しい環境にある子どもたちへの支援は、それぞれの家庭によって原因や状況も多岐にわたっており、その実態が見えにくいことも課題の一つにもなっています。

黒潮の人口は6月の段階で1万1,192人、そして子どもの数、これは18歳未満ですが、1,276人で11.4パーセントとなっています。そのうち保育所へ入所される入所が280人、小学校が309人、中学校が200人ありますが、日本の子どもの貧困率は上昇を続け、6人に1人の子どもが貧困の中を生きていくとも言われています。これからは子どもの置かれている環境や実態を正確に把握した上での取り組みが重視され、経済的な貧困の要因だけではなく、家庭の教育力、地域社会の見守り機能の低下などを背景にして、町内にも学力問題、非行、いじめなどといった困難な状況に直面をしている子どもがいるかもしれません。

平成26年1月17日に子どもの貧困対策推進法が施行され、そして、子どもの貧困対策に関する大綱が8月29日に閣議決定をされておりまして、法の第1条の目的には、この法律は子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子ど

もの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することと、記述をされています。また、第4条には、地方公共団体の責務として、地方公共団体は基本理念にのっとり子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する職務を有することとなっています。

このことを踏まえて、まず初めに、黒潮における貧困の実施や現状をどのように把握され受け止めているのか、このことを問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは中島議員の、子どもの貧困対策に関するご質問に答弁させていただきます。

当町における子どもへの教育面からの財政支援と致しましては、要保護、準要保護世帯への就学援助の制度がありますので、まずその点を中心に現状をご説明を致したいと思います。

まず、要保護、準要保護世帯の平成27年度から本年度までの状況でありますけれども、平成27年度は小中学校合わせて105人の認定でしたけれども、平成28年度には101人と少し減少したものの、平成29年度には準要保護世帯の認定基準を引き下げたため133人に増加。その後も、平成30年度151人、本年度は141人と増加をしております。

これらの数値を町内児童生徒数に比してみますと、平成27年度、28年度、14.7パーセントだったものが、平成29年度は20パーセント、平成30年度24.6パーセント、本年度24.2パーセントと増加をしており、経済的に厳しい世帯は以前多い状況だと思われまます。

そのため、当町では平成28年度には準要保護世帯の学校給食費をそれまでの半額補助から全額補助に、平成29年度には、認定基準を1.0未満から1.3未満に緩和、同じく29年度には、中学校入学児童の制服の給付として新たに被服費を設け、平成30年度からは入学準備金を新たに設けるなど、制度の拡充を図ってまいりました。その結果、就学援助費の決算額は平成27年度の566万3,000円から平成30年度1,287万3,000円、約2倍となっております。

国はこの6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律を改正をし、今後、子どもの貧困に関する指標を把握、子どもの貧困率や一人親世帯の貧困率を調査をして、その結果を基に、子どもの貧困率削減目標を定め、目標実現のために、経済的、教育的支援を講じるとしております。

対策をするためには、実態を正確に把握することがあらゆることに共通する原則だと思います。生活保護世帯や一人親世帯については把握はできますけれども、個別の事情により生活困窮に陥っているケースはプライバシーの問題や個人情報などの制約があり、実態を把握できておりません。

そのような状況でありますから、今回国が法に基づき調査項目を共通化して、実態調査に乗り出すことは非常に意味のあることだと期待をし、その調査結果を当町でも十分生かした今後の対策を取っていきたいと思います。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

今、全体的な実態について教育長の方から報告があったわけですが。

ちょっと認識が若干違うのは、子どもの貧困対策の推進法ですね、この大綱。これに基づいて、これも国の方では平成27年の補正予算で子ども未来応援地域ネットワーク事業とか、地域子どもの未来応援交付金とか、

そういう事業を創設してるんですね。その中で、県はこの交付金事業を活用して、平成 28 年度には子どもの実態調査を実施して、これは市町村の協力もあって、その結果が市町村の方へ来ていると思うんですね。それに基づいて教育機関との動きがされているという、僕はこう認識をしたのですが。

その平成 28 年度の高知県のその調査結果を基礎とした取り組みというのは、どういう形で活用されたのか。その点を一つお聞きしたいということ。

もう一つは、今日は9月の24日ではありますが、この夏休み明けに学校生活に悩む子どもにとっては気持ちが落ち込みやすい時期といわれ、子どもの自殺や不登校が急増する調査結果もあります。悩みを抱える子どもの早期発見にですね、学校、保護者、地域が連携して、子どもを見守る対策の強化が必要とされているわけですが、9月に入って、当町において不登校の子どもなどの問題は発生してないのか。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

今ご指摘がありました高知県の計画は、平成 28 年 3 月の高知家の子ども貧困対策推進計画、厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化この計画のことではなかろうかというふうに思っております。

ご存じのように、貧困対策といいますのは教育員会が所管する事業以外に親へのいろんな経済的な支援でありますとか、あるいは就労対策等についても必要なものでございまして、この推進計画につきましては、そういうものを含んでおりますので、基本的な推進計画の全体計画への対応につきましてはこの後、健康福祉課長に答えていただきたいと思いますと思っております。

それから、教育に関するものにつきましては、主に、子どもたちの学ぶ機会を充実をするという点がたくさん記載をされておまして、それに基づいて我々は対応しているというふうに認識をしております。

それから、夏休みから新学期になってからの不登校等につきましては、不登校はゼロではございませんけども、1 学期から変化はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

黒潮町の状況と致しましては、生活保護世帯や一人親世帯につきましては、来町による相談、面談や訪問等で実態把握などはできているものと考えております。

それから、子ども貧困対策の推進に関する法律に基づいて、教育の支援、生活の安定に資するための支援、それから保護者に対する就職、生活安定と向上に資するための就労の支援が行われていると考えております。

内容につきましては、詳細についてはですね、子どもの貧困ということで配慮が必要な部分でもありますので、この場では控えさせていただきますと思います。ご理解をいただきたいと思っております。

町と致しましては、子ども貧困対策の推進に関する法律に基づいてですね、子どもの貧困対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

分かりました。

そしたら、カッコ 2 の方にちょっと移らせていただきます。

子どもの貧困対策推進法が、先ほど教育長からありましたように 6 月に改正をされました。これまでは都道府県のみ策定が求められていましたが、子どもの貧困対策計画について、新たに市町村にも計画策定の努力義務が課せられることになりました。

市町村の果たす役割は、地域における現状を把握して、その現状課題を改善する施策を提示し、それを実現するために関係機関や団体との連携を図りながら、地道な計画策定の取り組みが望まれるところです。

このこともあって当町の取り組みはどのようになっているか。そのことをお聞き致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは中島議員の一般質問の 3、子どもの貧困対策についてのカッコ 2 について、通告書に基づきお答え致します。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年 6 月 19 日に交付されました。今回の法律の一部改正につきましては、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的としまして、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするために、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益を優先に考慮することとあります。

また、貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを基本理念に明記するほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項に、子どもの貧困対策に関する施策の検討及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されております。

改正により、努力義務とされた市町村における子どもの貧困対策についての計画について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画や子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画など、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により、策定する先の行動計画や子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定しても差し支えないものとなっています。

このことから、町と致しましても、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を今年度策定する予定で、本計画策定の協議を行う子ども・子育て支援会議において、計画内容等の調整が図れた場合には、町の実態に合った子どもの貧困対策計画の部分を盛り込んだ型式で子ども・子育て支援事業計画を策定したいと考えております。

しかし、今年度調整が付かない場合は、子どもの貧困対策計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に追加する型式で盛り込んでいくために検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ちょっと私が十分聞き取れてないかも分かりませんが、今年中にこの策定するということですか。今質問してこれたけど、そのできないときは何とかうんぬん言われましたけども。

今の段階です、そのことは置きまして、私が心配するのは、今答弁していただきましたけど、それは国の関係の分です、大体が。

だから私が聞きたいのは、その自治体が計画を策定する意義。これは先ほども申したとおり、地域の現状把握を関係機関と連携しその現状を改善する目標を盛り込み、それは今課長が言ってくれたとこだと思うんですが、実行性のあるものにしなければならないということなんです。そのものを作っても実行性がないと意味がありませんので。そしたら、そのことに対しての、黒潮が策定する部分の基本方針、あるいは重点項目、町独自の。そういうものが考えられているか、どうかその点をお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

基本目標は今の段階で定められているかと、考えているかというようなことですが。何分、本はですね、今年の6月に交付されたというようなこともありまして、今の段階ではですね、まだ基本目標とかは定めていないような状況です。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

私が今回質問させていただいたのは、この子どもの貧困対策推進法というのは、先ほども言いましたように、平成26年の1月17日に施行されているんですね。それが今回、その都道府県だけでなしに、市町村にも計画策定の取り組み義務ができたということですので。平成26年度の段階から、この貧困対策については取り組んでいるというふうに私は踏んでいたんです。だから7月に入ってですね、担当課の方へ向いてそのこと取り組みについて自分が出向いてお聞きしたがですけど、それが残念ながら、事務の複雑性もあるか、いろんな分で満足な説明をいただけませんでした。今回、そのことが改善されるということはですね、ちらっと言っていましたけども。

やはり今、この大変この重要な時期うか、いろんな分でこの問題は取り上げられていまして、今日なんかの高知新聞を見ますと、一面にですよ、スクール弁護士。これ全国に文科省が配置するというような、いろいろそのいじめとか虐待とかその対応のために300人ぐらいの弁護士を、県か教育事務所か知りませんが、そういうところへ配属してやるというような、この予算に年間4億円を見込んでおりますというのを、今日高知新聞の一面へ載っているんですね。

そういうふうに、国、県、この重要性をですね察知しているわけですね。ぜひそういうあたりもですね、行政においてもそれに同行するような考え方をぜひ持ってもらいたいし、この策定においても、ただ国、県からこうこうやから、改正されたから作るというだけでなしに、その計画策定されたものに対してはですね、やっぱりその目標制定とかいろいろな分あると思いますんで、その子どもの貧困対策に積極的に取り組んでほしいと。そういう熱意を持ってほしい、関心を持って欲しいという意味で、今回、私はこのことを自分から質問してみるかという考えになったわけです。

やはりものを作ってだけでなしに、そのことを、今朝のところにも言われましたように、黒潮の総合戦略でも同じなんです。その作った後の維持支援サイクル、その実績、改善実績そこがやっぱり見られるわけですので、そういうことを日々の仕事の中へ向いて、頭の中へ置いていただいて、そういう福祉の行政の中で取り組

んでいただきたい。

また、そういうことを期待しておきますので、これで私の今回の一般質問は終わります。

議長（小松孝年君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩します。

休 憩 14時 28分

再 開 14時 50分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、吉尾昌樹君。

6番（吉尾昌樹君）

新人の吉尾です。よろしくお願いします。

それでは通告書に基づきまして、質問させていただきます。

まず1問目、避難道や避難階段について。

避難道や避難階段の維持、管理について、補修や改修を行う場合や、新たに避難道を造ってほしいとき、それに掛かる費用はどうなるのか。

地域によって避難道や避難階段の個数は異なると思うが、その維持管理が大変だし、現在の避難階段などの南海トラフ地震がそう遠くない日に来るといわれる中で、急きょ海辺や低い土地周辺を中心に多く造っていただいておりますが、実際、階段が急過ぎたり、階段の両側から大きな木が覆っていたり、地震が来たら斜面が崩れそうな個所が黒潮町には何カ所もあると思うのですが、それらへの対応はどうなるのか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは吉尾議員の、避難道や避難階段の維持、管理についてのご質問にお答え致したいと思います。

避難道や避難階段の維持管理につきましては、破損や倒木などにより避難機能が果たせなくなるような場合には、町にて修繕、伐採等を行っております。今年度も、これまで3件の倒木処理および転落防止柵の修繕を行っております。

避難道をはじめ避難施設の機能管理については、これまで同様町にて行いますが、草刈り等日常の維持管理については、各地区にてお願いしているところでございます。

避難道は浸水区域から浸水区域外に避難するための道でありまして、高台までの自然地形を利用して整備していますことから、場所によってはこう配のきつい階段となっている所もございます。また、避難道周辺は急しゅんなのり面であり、大きな木が覆っている所も多数ございます。先ほどご説明しましたように、避難機能が果たせなくなるような場合には、これまで同様機能回復を行うこととしておりますが、予防伐採やのり面の予防保護については、現時点では困難でございます。

避難道整備事業につきましては、計画路線として213路線でございます。計画路線を決定するに当たりましては、地域ごとに行ったワークショップなどで地域ごとの課題を抽出し、計画路線として反映させております。



一部の路線を除き、今年度で計画路線全ての整備が完了となります。計画外路線となる新たな避難道の設置につきましては、地区からの要望があった状況で一定の整備条件が整っていたとしても、必要性、緊急性、代替性などから総合的に判断し、他の事業と同様に個別に検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

6番（吉尾昌樹君）

確かにいろいろな点で無理な所もあるかと思いますが、まずは、実際に地震が来ても通れない、使えないではなく、安全に利用できるように避難道や避難階段の見直しをお願いしたいと思います。

これで1問目を終わりたいと思います。

続きまして、2問目にいきたいと思います。2問目、いじめ、虐待、不登校について。

最近毎日のように、いじめや虐待、不登校などの問題がテレビやネット、新聞などで報道されております。平成12年に児童虐待防止法が施行され、関係法令の改正や整備がされてきて、黒潮町でも黒潮町要保護児童対策地域協議会といって、子どもたちを守る地域のネットワークがあり、それぞれに対応してくれていると思います。

しかし、全国的にはいじめの認知件数は過去最多を更新し、不登校の児童生徒も5年連続で増加し、過去最多の14万人を超えていると報道されていましたが、それらについて今後の対策をお聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは吉尾議員の、いじめ、不登校に係る今後の対策についてお答えを致します。

まず、当町はいじめの認知件数および長期欠席や不登校の状況について、毎学期終了後に各校から報告のあった内容に基づいてご説明を致します。

まず、小学校におけるいじめの認知件数です。昨年1学期は13件、2学期14件、3学期14件、本年1学期は9件となっております。中学校は、1学期2件、2学期4件、3学期6件、本年1学期は4件となっております。

次に、長期欠席および不登校の状況についてご説明を致します。小学校では、昨年1学期2名、2学期1名、3学期1名、本年1学期が2名となっております。中学校では、昨年1学期8名、2学期9名、3学期9名、本年1学期は4名となっております。

これらに対する対策についてご説明を致します。

まず、いじめ問題については、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であります。全ての児童生徒をいじめに向かい合わせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるための継続的な取り組みが必要です。

このため、学校では教育活動全体を通じ、全ての児童生徒にいじめは決して許されないことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこととしております。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目をし、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むこと。全ての児童生徒が安心でき、自己重要感や充実感を感じられる学校生活づくりも、未然防止の観点から重要であると思います。

以上の取り組みの上に、予防の観点から、各校にはいじめの積極的な認知を行い、早期発見をするように指示をしているところでございます。いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われます。そのため、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要であります。いじめの早期発見のため、学校では定期的なアンケート調査や教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えておりますけれども、学校だけではなく地域、家庭と連携をして、全ての大人が児童生徒の些細な変化に気付くことが求められていると思います。

次に、長期欠席、不登校への対策については、児童生徒の生活習慣を見直すことを保護者と確認し実行すること。数時間でも学校に登校できる時間を少しずつ増やしていくこと。級友との関係を維持、継続させること。関係機関とのつなぎを行うこと。適切な時間に担任が家庭訪問をし、家庭での学習をサポートすることを主な取り組みとしております。

中学段階においては、さらに生徒指導の三機能を生かした授業づくり、一人一人の個性が認められる学校学級経営を重視し、管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、学校での居場所づくりに努めること。定期的な校内支援委員会を開催し、支援が必要な生徒に対して全教職員で情報共有、連携をすること。生徒保護者との関係を大切にし、チームで対応することを徹底することなどを主な取り組みとしております。

しかし、組織的な対応としてはまだ弱さがあると認識をしております。学校に対しては、生徒指導主事を中心に開発的予防的生徒指導の充実と、その推進を図ること。ハイパーQUや生活アンケートなどの実施により、生徒理解を図りながら児童生徒の細かな変化を見逃さないこと。学校、家庭、教育委員会がこれまで以上に連携を取るなど、以上を学校に指示をしているところでございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

6番（吉尾昌樹君）

以前、それこそ3年、もうちょっと前になるかな。ほど前までは黒潮町にもくじらルームとあって、不登校の子どもたちに対応する、今で言うフリースクールのような所が町民館の裏の方にありました。まあそれがなぜなくなったのかはちょっと分かりませんが、現在また再度、以前のようにそのくじらルームをつくってくれるという話を伺っております。ただ、その建物が古くなって、直してくれているという話も聞きました。

ぜひ今後も、その不登校の子どもたちに関わる専門の人を1人置いていただいて、それにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、学校、委員会、補導センターなど関係機関が関わっていただいて、一人でも多くの子どもたちが自立できるようにしていただきたいと思っております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

今ご指摘のありましたくじらルームでございますけれども、一般的には適応指導教室というふうに言い方をしておりますが、浜松教育集会所の中に設置をしておりました。

ただし、利用者、利用希望者、利用希望の児童ないしは生徒がいる場合については対応をしておりますけれども、利用希望がないにもかかわらず、職員を常時そこに待機をさせるということについては一定厳しいものがございましたので、利用者がいれば職員を配置をします。そういう対応を取ってまいりましたけれども、利用希望に対して即時の対応がなかなかそれではできないということで、まあ、少しでもそういうところに行ってみたいという子どもたちの希望のチャンスを失うということが多々ありました。

そこで、今考えておりますのは、補導センターが今福祉センターの中に事務所を設置をしておりますけれども、その補導センターをくじらルームと同一の場所に設置をして、相談等があった場合については、当センターの職員を中心にしてスクールソーシャルワーカー等も協力しながら即時的な対応ができるように対応したいと考えております。本年の2学期からできたらと思っておりましたけれども、施設が老朽化をしておりますと雨漏りでありますとか、それからトイレが十分に使えないということで、それらの予算確保が必要でございますので、来年度からの供用に向けて予算要求をしながら体制を続けてまいりたいと思っております。

このセンターがなぜということでございますけれども。今議員からもご指摘がありましたように、あらゆる機関、あらゆる大人がやはり子どもたちの不登校等にはかかわっていかなくてはいけないんだろうと思っております。青少年補導育成センター、これまではどちらかというと非行少年の補導というのが中心でありましたけれども、非行案件というのが非常に少なくなってきております。反対に、不登校でありますとか引きこもり、あるいはインターネットやSNSでのいじめや犯罪、そういうものへの対応が全国的にも求められている状況にあります。

そういうことから、青少年報道育成センターの機能の見直しを図りながら、不登校やいじめ対策の強化も一方で図っていけるような体制を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

6番（吉尾昌樹君）

補導センターは育成事業その他にもいろいろ、子どもたちとかかわる事業とからもありますし、ぜひできればその専門の人を雇っていただいて。

ただ、子どもたちも、不登校の子どもたちも待っているだけでは来る子は少ないと思います。ただ、それを迎えに行ったりとか、なかなかその子たちが来だすまでは大変だとは思いますが、以前はそういうふうな形で子どもたちが、あとは自ら自転車で通って来れるような感じになった子も何人もいますので、ぜひそれにかかわる専門の人を付けていただければと思っております。

簡単で以上でした。ありがとうございます。

議長（小松孝年君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（小松孝年君）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定致しました。

本日はこれで延会致します。

延会時間 15時 08分